

平成 2 0 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 2 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 1 0 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 1 0 議案の補足説明

出席議員（ 2 4 名）

1 番 伊 藤 保

2 番 島 田 和 雄

3 番 平 野 忠 作
 5 番 林 七 巳
 7 番 景 山 岩三郎
 9 番 嶋 田 哲 純
 1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

4 番 伊 藤 房 代
 6 番 向 後 悦 世
 8 番 滑 川 公 英
 1 0 番 柴 田 徹 也
 1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫

副 市 長 鈴 木 正 美
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 長 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 木 内 孫兵衛
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博

生涯学習課長	花 香 寛 源	監事	査務	委員	局長	林 久 男
農業委員会 事務局 会長	小 田 雄 治	国支	民配	局宿	舎人	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病再	整備	室	院長	鐔 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開会 午前 10 時 5 分

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

- 議長（明智忠直） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

- 議長（明智忠直） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

なお、本年 1 月17日をもって各委員会の委員の選任をいたしましたので、その件につきましても、お配りいたしました印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

- 議長（明智忠直） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。22番、林正一郎議員、24番、神子功

議員、以上の２議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月18日までの19日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月18日までの19日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第５ 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に、林正一郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林正一郎議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、林正一郎議員が当選されました。

ただいま当選されました林正一郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第 6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総衛生組合議会議員のうち同組合規約第 5 条第 3 項の規定による議員に、景山岩三郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました景山岩三郎議員を当組合規約第 5 条第 3 項の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、景山岩三郎議員が同組合規約第5条第3項の規定による議員に当選されました。
ただいま当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

日程第7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、柴田徹也議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました柴田徹也議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、柴田徹也議員が当選されました。

ただいま当選されました柴田徹也議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

- 議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第38号までの38議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第 8 議案上程

- 議長（明智忠直） 日程第 8、議案上程。

議案第 1 号から議案第38号までの38議案を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計予算の議決について
議案第 2 号 平成 2 0 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
議案第 3 号 平成 2 0 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
議案第 4 号 平成 2 0 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
議案第 5 号 平成 2 0 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
議案第 6 号 平成 2 0 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
議案第 7 号 平成 2 0 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
議案第 8 号 平成 2 0 年度旭市水道事業会計予算の議決について
議案第 9 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計予算の議決について
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
議案第 1 1 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決について
議案第 1 2 号 平成 1 9 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第 1 3 号 平成 1 9 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
議案第 1 4 号 平成 1 9 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
議案第 1 5 号 平成 1 9 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
議案第 1 6 号 平成 1 9 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
議案第 1 7 号 旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

- 議案第 18 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 35 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 38 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 施政方針並びに提案理由の説明

- 議長（明智忠直） 日程第9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第1回定例会を招集し、平成20年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

昨年4月からスタートした総合計画は、2年目を迎えます。

平成20年度は、新市の一体性の確立を急ぐとともに、市全体の均衡ある発展を目指し、「合併してよかった」と実感できるようなまちづくりを進め、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、施策や事業の推進に当たっては、市民の皆様の積極的な参加と協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革アクションプランについて申し上げます。

まず定員適正化計画に基づく定員管理では、職員数の縮減を計画的に進めており、平成20年度当初の職員数は799名となり、目標を大幅に上回る52名が縮減される見込みであります。

また、組織・機構の再編については、平成22年に本市で開催される「第65回国民体育大会ゆめ半島千葉国体卓球競技会」に向け、大会への万全の体制を整えるため、時限の措置として教育委員会内に「国体推進室」を設置することといたしました。

支所の見直しについては、新年度から税務室と土木室を廃止し、本庁の直轄方式とすることといたしました。

これは、事務の効率化と本庁の直轄組織とすることにより、本課からの指揮命令系統が明確になると考えたものであります。

次に、庁舎の有効活用について申し上げます。

課等の配置については、現在、分庁方式を採っております。

これは、本庁が手狭であることと、支所の有効活用という観点から採用しているものであ

り、新年度から飯岡支所に建設課を配置転換し、第二庁舎に環境課を配置することといたしました。

これにより、本庁舎1階の窓口の改善と飯岡支所の有効活用にも繋がるものと考えております。

次に、新庁舎建設計画について申し上げます。

新庁舎については、新市建設計画、旭市総合計画及び行政改革アクションプランに位置づけされており、平成20年度は市民の代表による策定委員会等を立ち上げ、様々なご意見をいただきながら、新庁舎のあり方等について検討を行ってまいります。

次に、民間委託等の推進については、あさひパークゴルフ場へ指定管理者制度を導入することとし、本定例会に関連する議案を上程したところであります。

今後も、行政改革推進委員会からの提言や、議会をはじめ市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、着実に行政改革を推進してまいります。

続いて、平成20年度の予算編成方針について申し上げます。

わが国の経済は、企業部門の底堅さに支えられてはいるものの、改正建築基準法の施行による影響等で、住宅建築が減少していることなどから、その足取りは緩やかになると見込まれております。

また、原油高騰による物価上昇やサブプライムローン問題を背景とした金融市場の変動も、わが国の経済に影響を与えることが懸念されております。

このため政府は、「希望と安心」の国の実現に向けて、「自立と共生」の理念に基づき、改革への取り組みを加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが家計部門へと波及し、民間需要中心の経済成長が実現することを期待しているところであります。

こうした中、先に決定した平成20年度の地方財政計画では、特別枠としての「地方再生対策費」が盛り込まれたことから、計画の規模が前年度比0.3パーセント増の83兆4,000億円と、7年ぶりに増加したところでありますが、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びは鈍化しており、地方財政は依然として厳しい状況が続くことが予想され、本市においても、歳入の中核を占める税収などの増は見込めない状況にあります。

また、歳出についても、扶助費などの義務的経費が増加を続けており、経常収支比率や実質公債費比率の推移をみると、財政の弾力性は低い状態が続いております。

しかし、急速に進展する「少子・高齢化社会への的確な対応」や「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、今後も、市民が求める多くの財政需要が見込まれるところであ

ります。

このような状況下において編成した平成20年度当初予算は、住民福祉の向上と均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に生かし、また合併による国の財政支援の終期も見据えながら、本市の「基本計画」や「行政改革アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を255億8,000万円としたものであります。

また、特別会計は、前年度までの国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業に、本年度は医療制度改革に伴う後期高齢者医療特別会計を新たに加え、140億6,013万7,000円とし、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて379億5,976万2,000円となり、当初予算の規模を総額775億9,989万9,000円としたところであります。

次に、主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力あるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、現在、市の現況や特性を把握する中で、まちづくりを進めていくための課題を整理しているところであり、全体構想をはじめ、市の将来像とその実現に向けた目標を定め、地域別の土地利用計画や都市施設の整備方針などを検討してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域バランスを考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道、東西線「中央病院側」については、用地交渉を行いながら事業を進めており、用地確保できた部分から順次、拡幅工事を実施してまいります。

この路線は、旭中央病院再整備工事の期間中においても、工事用車両等の進入路に活用することができることから、今後も、早期完成を目指して取り組んでまいります。

南北線については、国道以南において物件補償を中心に地権者と交渉を行っているところであり、早期に着工できるよう準備を進めてまいります。

長部地先の1級2号線歩道整備事業については、約260mを施工中であり、新年度も約240mの未整備区間について、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

また、長年の懸案でありました1級5号線については、国道から谷丁場遊正線を経由する県道多古笹本線までの間、約4.5キロメートルが完成することから、さらに東総有料道路に

通じる県道大栄栗源干潟線に至る約1.1キロメートルの区間について、延伸のための調査を実施してまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

旭駅前線については、関係地権者のご協力をいただき、計画面積の約78パーセントの用地を取得したところであり、引き続いて電線共同溝と歩道等の工事を行い、駅前地域としての環境整備を図ってまいります。

また、谷丁場遊正線については、まちづくり交付金事業として、5か年計画で整備を行うこととしたところであり、今後も、地権者のご協力をいただきながら計画的に事業を進めてまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

コミュニティバスは本格運行を開始して2年余りが経過し、市民の貴重な移動手段として定着してまいりました。

この間、コミュニティバス検討委員会をはじめ、市民の皆様からいただいた様々なご意見・ご要望等を踏まえ、来る4月1日から運行ルートの一部を見直すことといたしました。

また、4月からは新たに干潟地区においても試行運行を開始することとしており、今後も、各ルートの利用状況等を調査する中で、効率的かつ利便性を念頭に、より多くの市民に利用していただけるよう努力してまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部については、平成3年に本署に配備した「はしご車」が取得後17年を経過することから、これに対応するためのオーバーホールを実施することといたしました。

また、安定した消防水利の確保と充実を図るため、耐震性の防火水槽を干潟小学校、三川地区、萬力地区及び入野青年館に設置し、消防水利の強化を図ってまいります。

消防団車両については、旭方面隊のタンク車1台、海上方面隊のポンプ車1台の更新整備を行うとともに、消防庫については、年次計画に基づき、海上方面隊2分団3部及び飯岡方面隊1分団2部の改築工事を実施いたします。

次に、防災について申し上げます。

本市の防災行政無線は、現在、旧1市3町の地区別で運用しておりますが、これらを平成22年度までに統合し、現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行することといたしました。

また、戸別受信機については、全戸に無償貸与することとしており、この更新整備により、津波警報や緊急地震速報など、災害時の対応が迅速に図られることを期待するものでありま

す。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

大量生産・大量消費の経済社会では、必然的に大量廃棄の社会現象が生じ、循環型社会の構築を阻害している状況にあります。

このような状況下、資源循環型社会へ転換するためには、ごみを出さないこと、出たごみは資源として循環的に利用すること、利用できないごみは適正に処分することが重要となります。

本市のごみの排出量は減少傾向にはあるものの、更なるごみの減量化や再資源化を図るため、新たに各区や自治会等にご協力をいただき、資源ごみの集団回収運動に取り組むことといたしました。

また、レジ袋削減に向けたマイバッグ持参運動を市民や事業者に呼びかけるなど、積極的にごみの減量化を推進してまいります。

環境美化推進事業については、「きれいな旭をつくる会」を主体に、ゴミゼロ運動や海岸清掃などに取り組んでいただいておりますが、今後も、ボランティア団体の育成などを通して、市民の環境美化意識の向上を図ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたって良質で安全な水を安定的に供給するため、水道事業基本計画に基づき、引き続き給水地域内の施設の一体化と配水管布設工事等を実施し、施設の効率化に努めてまいります。

また、利用者の利便性を考慮し、新たにコンビニ収納を導入することといたしました。これにより、市民サービスの向上と収納率等の改善が図られるものと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成19年度末において153.7ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約76パーセントが整備されることとなります。

平成20年度は、国道南側二地先の幹線管渠工事とその周辺2.6ヘクタールの面整備工事に着手するとともに、供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加に合わせて、浄化センターの増設工事等を4か年計画で実施してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

雨水排水対策として整備を進めている椎名団地周辺の排水路整備事業については、平成20

年度に、約290mを整備することにより全線が完成いたします。

また、懸案となっていた川向西野地区についても、新たな排水路を整備するための用地測量等を実施することとしており、まちづくり交付金事業を活用して4か年計画で整備を進めてまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、水景施設と連携するアスレチック施設を整備するとともに、それに続く広場や園路の整備を行うなど、市民が憩える公園となるよう整備を進めてまいります。

文化の杜公園については、引き続き多目的な利用と防災機能を併せ持った公園として整備を進めてまいります。

また、（仮称）下宿ふれあい公園については、地域の交流の場として子どもからお年寄りまでが多目的に利用できるとともに、災害時には、避難場所ともなる、地域に密着した近隣公園として整備を行ってまいります。

次に、あさひ健康パークについて申し上げます。

パークゴルフ場については、本年7月オープンを目指して整備を進めており、管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度を導入することとしたものであります。今後は、旭市体育協会などの関係団体とも連携しながら、パークゴルフの普及促進に努めてまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

母子保健事業については、妊婦一般健康診査において、母体や胎児の健康確保と若い世帯の負担軽減を図るため、公費負担による健診回数を従来の2回から5回まで利用できるといたします。

また、乳幼児医療費助成事業については、昨年、通院医療費の助成対象年齢を4歳未満児までに引き上げたところでありますが、保護者の経済的負担の軽減と、安心して子育てを行える環境を整備するため、市単独事業として、助成対象年齢を就学前児まで引き上げ、子育て支援策を拡充することといたしました。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、多くの自治体病院においては、経営状況の悪化とともに医師や看護師不足に伴い、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や診療体制を維持することが極めて厳しい状況となっております。

このような状況下にあっても、旭中央病院は引き続き健全経営を堅持し、地域の基幹病院としてその重責をしっかりと果たしており、この体制を維持し、更に強固なものにするためにも、再整備事業は必要であると考えているところであります。

一方、東総地域の医療体制の確立を目指し、東総地域医療連携協議会を立ち上げ、種々検討しておりますが、今般、総務省から公立病院改革ガイドラインが示されました。病院改革の視点は、経営形態の見直し、経営の効率化、更には周辺病院との再編やネットワーク化が求められており、今後は、これらを踏まえながら、旭中央病院を核とした効率的な医療体制の構築を検討してまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

核家族化の進展と共働き家庭の急増などにより、保育ニーズは多様化してきており、安心して子どもを預けながら働ける環境を整えることが、子育て支援策として求められてまいります。

来る4月から指定管理者制度のもとで運営される干潟保育所については、公立保育所とは異なる多様な保育サービスが実施されることを期待するものであり、一方で、その経過等についても、しっかりと検証してまいります。

保育所の施設整備については、今年度を実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事をはじめとする整備計画を平成20年度中には決定し、計画的に整備を進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は、第3期の事業計画から予防重視のシステムが施行される中、介護を受けるに至った方々へのケアの充実と、要介護にならないための予防の両面で事業を進めており、昨年4月に設置した地域包括支援センターでは、要支援1・2の方々の予防プランの作成、特定高齢者の把握・指導、地域ケア会議の開催など、引き続き、地域に密着したきめの細かい事業を展開してまいります。

また、平成20年度は第3期介護保険事業計画の最終年度となることから、これまでの実績を分析するとともに、今年度を実施したアンケート調査の結果を踏まえ、策定委員会のご意見をいただきながら第4期介護保険事業計画を策定してまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者福祉については、利用者負担の更なる軽減や、福祉サービス事業者に対する激変緩和措置等の特別対策事業を実施しているところであり、今後も、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携と地域自立支援協議会の機能

強化を図りながら適切な支援策を講じてまいります。

第四は、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校教諭補助員配置事業については、11名の補助員を配置する中で、基礎基本の徹底や特別支援を必要とする児童へのきめ細かな指導により、さらに学力の向上を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、保護者のニーズに応えながら、児童の生活指導や安全全面への配慮を徹底してまいります。

特別支援教育体制推進事業については、障害のある全ての児童・生徒等に対する総合的支援体制を推進するため、特別支援連携協議会を母体として、専門家チーム・巡回相談員の活動を継続して行ってまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の校舎改築工事は、本年10月末の竣工に向けて順調に進捗しており、完成後は、既存の旧校舎等を解体し、学校用地を拡張して屋外運動場の整備を行うこととしております。

中央小学校北校舎及び矢指小学校校舎については、安全で安心な教育環境を整えるため、平成21年度、平成22年度の2か年継続事業で改築する予定であり、中央小学校については、実施設計及び耐力度調査等を行い、矢指小学校では、校舎建設用地を取得するとともに、実施設計にも着手したいと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育については、市民が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、各種事業を展開してまいります。

主な事業としては、子どもたちに新しい知識の発見や各種文化の体験を提供するため、学校・地域・家庭の連携のもと、地域子ども教室を実施してまいります。

また、青少年健全育成に対する市民の理解と関心を深めるため、青少年意見発表大会をはじめ、生涯学習フェスティバル、成人式等を開催し、魅力ある地域・人づくりの推進に努力してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆さんに楽しんでもいただけるよう、市民参加型事業や寄席、演劇、コンサートなど、幅広いジャンルから事業を取り入れて実施してまいります。

なお、NHK公開番組については、昨年に引き続き本市での開催が決定し、「それいけ民

謡うた祭り」が開催される予定であります。

文化財保護については、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業を継続して実施するとともに、文化庁と県との協議を受け、国指定遺跡の水田を取得することとしたところであります。

この水田については、現在も都市との各種の交流事業に利用されており、今後も更なる活用を図ってまいります。

体育振興については、市民の健康に対する関心が高まる中、広くスポーツについて理解と関心を深め、かつ、市民が積極的にスポーツ活動に参加する機会の提供に努めてまいります。

「ゆめ半島千葉国体卓球競技会」については、平成20年度は、開催2年前となることから、国体開催に向けて関係機関や関係団体と連携しながら万全の準備体制を整えてまいります。

第五は、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、米の消費量が年々減少する中で、過剰生産等から米価が大幅に下落する事態となっております。

市としては、国が生産調整拡大分に対して一時金を交付する緊急対策を活用し、飼料用米の作付けを積極的に推進することで、安定した水田農業の実現に取り組んでまいります。

施設園芸については、首都圏の食料基地として安定的な供給を続けていくため、生産力向上と省力化、原油高騰に対応した省資源化を図るための生産管理施設等の整備を支援してまいります。

畜産については、県内でも屈指の生産量を誇り、野菜や米と並び首都圏等への重要な食料供給地域としての役割を担っています。

こうした中、農村地域における非農業者の混住化や生活様式の変化等により、家畜排せつ物の適切な管理、処理及び有効利用が重要となってきたことから、資源循環型農業の構築のため、良質堆肥の生産施設の整備を行う農家へ支援してまいります。

また、各種家畜伝染病の発生と蔓延防止のため、衛生管理の強化を推進するとともに家畜防疫事業へ助成してまいります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の6地区で経営体育成基盤整備事業が進められております。さらに、飯岡西部地区の土地改良事業については、事業化に向けた機運が高まる中、地元役員や関係機関と連携を図りながら、基礎調査等の準備を進めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港の航路確保のための浚渫と、市民が散策できるような護岸堤防などを整備し、漁港機能の充実を図ってまいります。

また、飯岡漁港の恵まれた水産資源等を有効に活用し、来訪者との交流を通じて地域の活性化を図るため、第2回「旭市いいおか港・水産まつり」を5月25日に開催いたします。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業や中心市街地活性化委員会の活動など商業振興を図るための様々な事業を展開しているところであり、市としても商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、中小企業金融対策事業については、融資制度の改正などにより、利用者は増加していることから、平成20年度から預託金を増額し、中小企業者の経営安定と利便性向上に努めてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

企業誘致については、事業主体の千葉県土地開発公社や地元金融機関などと連携を図りながら、誘致活動を展開しているところであり、新年度は1社が操業を開始する予定となっております。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、早春の千葉の魅力を生かして、去る1月から3月まで、観光キャンペーン「早春ちばめぐり 房総発見伝春」を展開しており、本市においても飯岡刑部岬展望館において夕日・夜景鑑賞会や飯岡宿泊組合による各種イベントの開催など、様々なサービスがガイドブック等で紹介されていることから、本市の観光振興に寄与するものと期待しております。

また、観光の推進については、観光協会等と連携して観光客の誘致を図るとともに、情報発信の取り組みとして、新たな観光パンフレットを作成してPR活動に努めてまいります。

次に、長熊スポーツ公園整備事業については、釣堀センターの改修を中心に、市民がスポーツなどを多目的に利用できる施設としての機能を持たせながら、県内外から大勢の釣り客が訪れる施設となるよう整備を進めてまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

地域資源価値創造事業は、潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けての情報発信を試みるものであり、旭ブランドを確立するため、漫画家の「ちばてつや先生」のご協力と千葉県の支援をいただきながら、先生の漫画キャラクターを使用したPR活動を展開していきたいと考えております。

これは、パークゴルフ場のオープンに先立ってご協力をお願いしたところ、「ちばてつや先生」は、父親が旧飯岡町出身で、ご自身も飯岡小学校へ1年間通ったご縁から、自分自身のルーツでもある旭市の活性化に役立つならばと、快諾をいただいたものであります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

本年1月1日から、名称を「食彩の宿いいおか」に変更し、料理改革や従業員教育等に取り組んでまいりました。これら経営改善対策により、利用された皆様方に深いご理解をいただく中、順調に営業を続けてきているところであります。

現在進めている施設改修工事については、営業を続けながらの工事であるため、利用者の皆様にご迷惑をお掛けしておりますが、計画どおり順調に進捗しており、来る4月からは、客室改修工事に着手し、本年11月には施設全体に情緒あるリゾート性と機能的で清潔感を持った「食彩の宿」として生まれ変わる予定であります。

今後も、創意工夫を凝らし、「食彩の宿」にふさわしい四季折々の料理を開発するとともに、レストランを中心とする新しい運営体制や経営システム等を本格稼働し、引き続き、経営改善対策に取り組んでまいります。

なお、新しく整備される客室の料金体系については、今議会に関連する条例を提案したところであり、この見直しでは、ホスピタリティあふれるサービスの提供を基本に、本市の観光交流の拠点施設として、その役割を十分に果たせるよう努力してまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ255億8,000万円で、前年度に比べて2.0パーセントの増であります。

歳入の主なものは、1款市税に、70億6,318万6,000円、9款地方交付税に、71億1,000万円、13款国庫支出金に、21億4,661万4,000円、14款県支出金に15億9,396万9,000円、20款市債に34億720万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に29億1,826万3,000円、3款民生費に55億9,554万7,000円、6款農林水産業費に、14億3,121万4,000円、8款土木費に、28億4,851万2,000円、

9 款消防費に、22億3,497万2,000円、10款教育費に、32億8,131万9,000円、12款公債費に29億4,645万円を計上したところであります。

議案第2号は、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で85億200万円、施設勘定は6,910万円とするものであります。

議案第3号は、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4億8,900万円とするものであります。

議案第4号は、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億6,500万円とするものであります。

議案第5号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ33億7,549万4,000円とするものであります。

議案第6号は、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ8億800万円とするものであります。

議案第7号は、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,154万3,000円とするものであります。

議案第8号は、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,474件、年間給水量を639万8,799立方メートルと見込み、事業収益を17億5,569万7,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は、32万5,446人、外来患者数は、86万2,463人を見込み、事業収益を312億626万7,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を1万4,600人、休憩利用者を3,000人と見込み、事業収益を1億9,558万8,000円と予定いたしました。

議案第11号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出からそれぞれ5億4,100万円を減額し、予算の総額を257億9,000万円とするものであります。

議案第12号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において歳入歳出にそれぞれ9,238万円を追加し、予算の総額を81億5,638万円とするものであります。

議案第13号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,470万円を追加し、予算の総額を6,687万2,000円とするもの

であります。

議案第14号は、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、企業債の借り換えをするにあたり、資本的支出に2,435万5,000円を追加するものであります。

議案第15号は、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に、医業外収益と看護師養成事業収益を合わせて1億6,208万円を増額し、病院事業収益を305億532万4,000円とするものであります。

議案第16号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、事業費用に642万3,000円を追加するものであります。

議案第17号は、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでありまして、市の機関に対する申請、届出等について、情報通信の技術を利用して行うことができるよう条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定についてでありまして、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてでありまして、市民生活の安全、安心なまちづくりを進めることを目的として、新たに条例を制定するものです。

議案第20号は、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡福祉センター、健康増進センター及びあさひ健康福祉センターの使用料を見直すものであります。

議案第22号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、幾世児童遊園敷地内に消防庫が建設されたことにより、これを廃止するものであります。

議案第23号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老人保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、医療制度改革に伴う健診業務の義務化等により、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用者の定義を定めるため、所要の改正を行うものであります。

す。

議案第26号は、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、利子補給の期間を延長するものであります。

議案第27号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、診断書料等を改正するものであります。

議案第32号は、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、「食彩の宿いいおか」の施設改善に伴い、宿泊料を改正するものであります。

議案第33号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険料の激変緩和措置を継続させるため、改正を行うものであります。

議案第34号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、共同処理する事務に、消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を追加し、合わせて同組合規約を改正するため、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、市道路線の認定及び廃止についてでありまして、新たに7路線を認定し、2路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、指定管理者の指定についてでありまして、あさひパークゴルフ場の指定管

理者に、財団法人旭市福祉協会を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号及び議案第38号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち2名が来る6月30日をもって任期満了となることから、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

私は、岩瀬紘一氏並びに齋木龍恵氏が適任であると考え、再度、提案するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしてあります「平成20年度当初予算の概要」について申し上げます。こちらをご用意したいと思います。

この資料につきましては、先日、開催されました全員協議会において説明に用いましたも

のを、特別会計それから企業会計まで含めまして、改めて1冊にまとめたものでございます。この中で1点だけ申し上げさせていただきます。

9ページから13ページでございます。ここに掲載しております主要事業一覧表の順番につきましては、全員協議会で説明したときの順番とは異なりまして、総合計画に上げました六つのまちづくりの基本方針の順番に並び替えております。

ただ、誠に恐縮ですが、1点訂正をお願いします。よろしいでしょうか。

10ページをお開きいただきたいと思います。左側のまちづくりの基本方針の2番、「快適でうるおいのあるまちづくり」の2行目、長熊スポーツ公園整備事業は掲載する所がちょっと違ってありまして、正しくは12ページになります。基本方針の5番、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」に入る事業でしたので、一つ訂正をお願いしたいと思います。

そのほか、この資料の内容につきましては既に説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

それでは、次に予算書のほうをご用意したいと思います。厚い予算書です。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、歳入歳出予算の総額を255億8,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。第2表は債務負担行為です。表の1行目から7行目までは、各種利子補給と中小企業資金融資に対する損失補償について、例年設定しているものでございます。また、8行目は防災行政無線統合整備事業について、9行目は第二中学校屋外運動場整備事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお願いします。第3表は地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として34億720万円を計上しております。

次の11ページと12ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございますので、説明は省略しまして、13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。

13ページのほうをお願いします。1款市税のうち1項1目個人市民税は、税制改正による住宅ローン減税分の減収などを見込み、28億1,069万3,000円を計上しております。

2目法人市民税は、19年度の決算見込みを考慮して5億819万3,000円を計上しております。

2項1目固定資産税は、旧郵政公社所有家屋の増分や新增築による家屋分の増収を考慮して、28億8,958万4,000円を見込みました。

14ページをお開き願います。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は、485万8,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、1億3,278万7,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、19年度の決算見込みを考慮して4億5,989万8,000円を計上しております。

6項1目入湯税も、19年度の決算見込みを考慮して1,047万1,000円を計上しております。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて2億4,574万2,000円を計上しております。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税は、地方財政計画、これにつきましてはこの後、地財計画ということで申し上げますが、これを考慮して3億1,300万円を見込みました。

16ページをお願いします。2項1目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して1億900万円を見込みました。

3款の利子割交付金から4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金までは、県の推計値を考慮してそれぞれ見込みました。

8款地方特例交付金の1項1目地方特例交付金は、住宅ローン控除に伴う市民税の減収を補てんするための減収補てん特別交付金が創設されたことによりまして、この増分を考慮して9,800万円を見込みました。

18ページをお願いします。2項1目特別交付金は、19年度の決算見込みを考慮して1,300万円を計上しております。

9款地方交付税は71億1,000万円を見込みました。このうち普通交付税は63億円で、20年度の地方財政対策として地方再生対策費が創設されたことや合併特例債の償還分に係る算入額が増額することを見込んだものでございます。また、特別交付税は8億1,000万円で、19年度の決算見込額に地財計画の1.3%の増を見込みまして、合併年度から3か年度にわたり措置されてきた合併包括措置分の減を見込んだものでございます。

10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,500万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は、1項1目の民生費負担金が減で、2目の教育費負担金も減となっております。これは、20年度の見込み人数が減少することなどによるものでございます。

12款使用料及び手数料は、料金改正による増を見込んだものがございます。改正するのは、1項2目民生使用料で飯岡福祉センター使用料、3目衛生使用料で説明欄1番の海上健康増進センター使用料と2番のいいおかけんこうセンター使用料、それと20ページをお願いします。7目教育使用料で2節の保健体育使用料が、それぞれ条例改正に伴う増分を見込んでございます。

2項の手数料につきましては、19年度の決算見込みなどを考慮して計上いたしております。

次に、13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金は増で、障害者自立支援法の改正により、説明欄2番の障害者自立支援給付費等負担金と3番の障害者医療費負担金の科目を補助金から負担金へ組み替えたことによるものでございます。

23ページをお願いします。上段の衛生費国庫負担金の廃目は、制度改正により老人保健事業費負担金が廃止されたことによるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金は、新規の計上でございます。このうち説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金は（仮称）下宿ふれあい公園整備事業に、2番の自動車事故対策費補助金は、コミュニティバス等運行事業における干潟地区の試行運行に対して補助を受けるものでございます。

2目民生費国庫補助金は減で、1節の社会福祉費国庫補助金において科目の組み替えがあったことと、前年度は老人福祉費国庫補助金があったことによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金は減で、説明欄1番の循環型社会形成推進交付金が合併浄化槽の補助基本額の引き下げにより減となっております。

4目土木費国庫補助金は増で、主な理由は24ページをお願いします。4節のまちづくり交付金が増となったことによるものでございます。このうち説明欄1番の旭駅周辺地区は、防災行政無線統合整備事業が始まることにより増となっております。また、2番の干潟駅周辺地区は新規で、排水路整備事業、街路整備事業、防災行政無線統合整備事業に対して補助を受けるものでございます。

5目消防費国庫補助金は減で、前年度に救助工作車と救助用資機材の整備及び防災備蓄倉庫の設置に対する補助金があったことによるものでございます。

6目教育費国庫補助金は減で、2節の小学校費国庫補助金に前年度は大規模改造事業に対する交付金があったことによるものでございます。

また、3節の中学校費国庫補助金は、説明欄2番の安心・安全な学校づくり交付金が第二中学校校舎改築事業により増となっております。

4節の社会教育費国庫補助金のうち説明欄2番の史跡等購入費補助金は新規で、大原幽学の指導で耕地整理された国指定史跡の水田を取得することに対して補助を受けるものでございます。

次に、14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は増で、1節の社会福祉費県負担金が、国庫負担金と同様に障害者自立支援法の改正で科目を組み替えたことにより増となったものでございます。

次の26ページをお願いします。2節の老人福祉費県負担金は、後期高齢者医療制度に伴い新規に計上したものでございます。

下のページの上から2段目になりますが、衛生費県負担金の廃目は、国庫負担金と同様に廃止されたものでございます。

その下の教育費県負担金の廃目は、前年度にあった新市スタートアップ支援事業負担金が終了したものでございます。

2項1目総務費県補助金のふさのくに合併支援交付金は、長熊スポーツ公園整備事業に対して補助を受けるものでございます。

2目民生費県補助金は減で、1節社会福祉費県補助金が、国庫補助金と同様に科目を組み替えたことにより減となっております。

なお、説明欄6番の地域活動支援センター運営費補助金と7番の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金は新規の計上でございます。それと、次の28ページになります。8番のグループホーム・ケアホーム運営費等補助金も新規に計上したものでございます。

3目衛生費県補助金は増で、説明欄3番の乳幼児医療対策事業費補助金が、制度改正による対象者の拡充に伴い増となっております。また、説明欄4番の生活排水対策浄化槽推進事業費補助金は、国庫補助金と同様に補助基本額の引き下げにより減となっております。

4目農林水産業費県補助金は、全体で減となっております。ただ、これにつきましては年度によって実施する事業が異なっておりますので、増と減それぞれの要因がございます。

1節の農業費県補助金の中では、前年度にありましたさわやか畜産総合整備事業費補助金が無くなったのに対して、増の要因といたしましては、説明欄9番のたい肥利用促進集団育成支援事業費補助金と10番のバイオマスの環づくり交付金を新規に計上しております。

また、2節の水産業費県補助金も減で、前年度に地域水産物供給基盤整備事業費補助金が

あったためでございます。

30ページをお願いします。6目消防費県補助金は増で、消防防災施設強化事業費補助金として消防団の車両2台と消防庫2棟、消防団の装備品の整備に補助を受けるものでございます。

7目教育費県補助金は増で、2節の社会教育費県補助金の説明欄2番、文化財保存整備事業費補助金が増となっております。また、3節の保健体育費県補助金は新規で、国体の卓球競技会場として総合体育館が決定したことに伴い、施設の改修に対して補助を受けるものでございます。

8目県総合補助金は増でございまして、元気な市町村づくり総合補助金の特別分として、地域資源価値創造事業に対して補助を受けるものでございます。

3項1目総務費委託金は減で、4節の選挙委託金に前年度は参議院議員選挙費と千葉県議会議員選挙費の委託金があったことによるものでございます。

5目土木費委託金で2節住宅費委託金の住生活総合調査費委託金は、新規に計上したものでございます。

6目教育費委託金で小学校英語活動等国际理解活動事業費委託金は、事業実施のモデル校として三川小学校が指定を受けたことによるものでございます。

32ページをお願いします。15款財産収入の1項2目利子及び配当金は増で、1節の財政調整基金利子と3節の地域振興基金利子に基金の運用による利子を計上いたしました。

2項1目不動産売払収入は減で、前年度に旭駅前広場等整備事業に係る土地の売却があったことによるものでございます。

16款の寄附金は、科目設定でございます。

34ページをお願いいたします。17款繰入金の1項特別会計繰入金で1目老人保健特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの精算分でございます。

2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は減となっております。

また、2目の減債基金繰入金は増で、市債の繰上償還に充てるものでございます。

18款繰越金は、前年度と同額を見込み計上したものでございます。

36ページをお願いいたします。19款諸収入の4項1目貸付金元利収入で、説明欄1番、中小企業金融対策資金預託金元金収入は増で、金融機関が中小企業者へ融資を行うための原資となる預託金を増額したことによるものでございます。

5項3目雑入は増で、主な理由は説明欄8番のリサイクル資源売払収入と14番の介護予防

サービス計画費収入の増によるものでございます。

38ページをお願いします。20款市債の1目衛生債は新規で、水道事業一般会計出資債を計上したものでございます。

2目農林水産業債は増で、1節農業債の説明欄の2番の広域農業基盤整備事業債が増となっております。

3目土木債も増で、1節道路橋梁債の説明欄の1番の旭中央病院アクセス道整備事業債、2番の南堀之内遊正線整備事業債、2節都市計画債の説明欄の1番、袋公園整備事業債、2番の文化の杜公園整備事業債を計上いたしております。

4目消防債も増で、説明欄4番に新規として防災行政無線統合整備事業のための防災基盤整備事業債を計上いたしました。

5目教育債は減で、小・中学校の校舎や屋内運動場の改修事業と中学校屋内運動場の改築事業が終了したことによるものでございます。

6目臨時財政対策債は、平成20年度の発行可能見込額を計上いたしました。

なお、これらの市債のうち合併特例債は、1目の衛生債で水道事業一般会計出資債、3目の土木債で旭中央病院アクセス道整備事業債と南堀之内遊正線整備事業債、文化の杜公園整備事業債、4目の消防債で防災基盤整備事業債、5目の教育債で中学校校舎改築事業債を予定いたしております。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、42ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は減となっております。主な理由は、説明欄1番の議員報酬が1名の減となったことによるものでございます。

少し飛びまして46ページをお願いします。2款総務費のうち1項1目一般管理費は減で、説明欄2番の総務関係職員給与費の減によるものでございます。

次は、少し飛びまして52ページをお願いします。2目人事管理費は減で、主な理由は54ページになります。説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金が減となったことによるものでございます。

次は、56ページをお願いします。4目財政管理費は増で、24節の投資及び出資金に新規として地方公営企業等金融機構の設立に伴う市の出資金を計上いたしております。

次は、58ページをお願いいたします。6目財産管理費は増で、説明欄1番の普通財産管理費の13節のうち公有財産台帳整備業務委託料が新規でございます。また、2番の基金積立金

は増で、財政調整基金の運用益として利子の積み立てを計上いたしております。

7目企画費は増で、主な理由といたしましては、61ページをお願いします。説明欄4番の地域資源価値創造事業を新規に計上したものでございます。

次は、62ページをお願いします。8目電子計算費は増で、説明欄2番の電算システム運用事業において、法改正に伴うシステム改修の委託料が増えたことによるものでございます。また、3番の電子自治体推進事業では、新規として64ページをお願いします。19節に電子申請システム利用負担金を計上いたしております。

少し飛びまして66ページをお願いします。10目地域振興費は減でございます。主な理由でございますけれども、68ページをお願いします。説明欄7番の基金積立金で、3か年にわたって行ってきた地域振興基金の原資分の積み立てが終了し、利子分のみとなったことによるものでございます。

次は、71ページをお願いします。2項2目賦課徴収費は減で、主な理由は説明欄1番の調査賦課事務費で、次の72ページをお願いします。13節の中で固定資産評価替えに向けた不動産鑑定委託料と固定資産評価基礎調査委託料が減となったことによるものでございます。

次は、飛びまして77ページをお願いします。4項3目千葉県知事選挙費と、次、79ページをお願いします。5目農業委員会選挙費などの五つの選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙執行経費でございます。

次に、3款民生費でございます。飛びまして91ページをお願いします。1項2目障害者福祉費は減で、主な理由でございますけれども、さらに94ページをお願いします。説明欄13番の自立支援給付事業が、19年度の決算見込みを考慮して減となることによるものでございます。

次は、96ページをお願いいたします。4目国民健康保険費は増で、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金で、新規に国保特定健康診査等繰出金を計上したことによるものでございます。

2項1目老人福祉総務費は減で、主な理由は、100ページをお願いします。説明欄9番の老人保健特別会計繰出金が減となったことによるものでございます。

2目後期高齢者医療費は新規で、制度改正に伴い、説明欄1番の職員給与費をはじめ、2番の広域連合負担金、3番の特別会計繰出金を計上したものでございます。

3目生活支援費は減で、前年度に地域密着型サービス拠点等施設整備事業があったことによるものでございます。

次は、103ページをお願いします。4目介護保険費は増で、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

少し飛びまして107ページをお願いします。3目児童福祉施設費は減で、前年度に中央児童遊園S L改修事業があったことによるものでございます。

次は、108ページをお願いいたします。4目保育所費は減で、主な理由は干潟保育所において指定管理者制度等を導入することなどによるものでございます。また、次、111ページをお願いします。説明欄5番の保育所施設改修事業は新規で、19年度に実施した耐震診断の結果に基づき、とみうら保育所、中央第一保育所、中央第三保育所の3か所について耐震補強工事のための実施設計を予定したものでございます。

次は、4款でございます。少し飛びまして124ページをお願いします。1項2目予防費は減で、制度改正により健診事業が各医療保険者に義務付けられたため、前年度の基本健康診査事業が減となったことによるものでございます。

次は、127ページをお願いします。3目母子保健費は増で、主な理由は128ページになりますけれども、説明欄3番の乳幼児医療費助成事業について通院助成の対象者を4月から拡充し、未就学児までとすることによるものでございます。

4目環境衛生費は減で、主な理由は説明欄2番の環境衛生事務費のうち、130ページをお願いします。19節の東総地区広域市町村圏事務組合に対する一般廃棄物処理事業特別会計負担金が減となったことによるものでございます。

少し飛びまして137ページをお願いします。2項2目塵芥処理費は減で、前年度に最終処分場の土地購入があったことによるものでございます。

次に、6款でございます。飛びまして149ページをお願いします。1項3目農業振興費は増で、主な理由は、また少し飛びまして152ページをお願いします。説明欄8番の「園芸王国ちば」強化支援事業補助金が増えたことによるものでございます。次は、155ページをお願いします。説明欄13番の経営構造対策事業が新規で、ハウスの整備事業に対して補助を行うものでございます。

次の156ページをお願いします。4目畜産振興費は減で、主な理由は前年度に食肉等流通体制整備事業とさわやか畜産総合展開事業があったことによるものでございます。また、新規事業としましては、説明欄4番のたい肥利用促進集団育成支援事業で堆肥の整備や機械の導入に対する補助を、また5番のバイオマスの環づくり推進事業で、家畜のふん尿処理施設の整備や機械の導入に対する補助を行うものでございます。

5目農地費は増で、主な理由は、159ページをお願いします。説明欄6番の広域農業基盤整備事業の増によるものでございます。

次は、161ページをお願いします。2項1目林業総務費は増で、主な理由としましては、162ページになります。説明欄2番の保安林植栽事業の増によるものでございます。

次は、164ページをお願いします。3項2目水産振興費は減で、前年度に地域水産物供給基地整備事業があったことによるものでございます。

3目漁港管理費は減で、前年度にあった飯岡漁港航路浚渫事業と飯岡漁港維持管理事業を1目の説明欄5番の漁港改修事業へ組み入れたことによるものでございます。

次に、7款商工費でございます。少し飛びまして169ページをお願いします。1項2目商工振興費は増で、主な理由は170ページになります。説明欄2番の中小企業金融対策事業と3番の制度資金利子補給事業の増によるものでございます。

172ページをお願いします。3目観光費は増で、主な理由としましては、少し飛びまして178ページをお願いします。説明欄8番の長熊スポーツ公園整備事業を新規に計上したことによるものでございます。

次に、8款土木費でございます。少し飛びまして182ページをお願いします。1項2目国土調査費は減で、説明欄2番の地籍調査事務費のうち13節の測量業務委託料が減となったことによるものでございます。

2項1目道路橋梁総務費は増でございまして、主な理由は説明欄1番の道路橋梁事務費で、次の184ページになりますが、13節の道路台帳補正業務委託料が増えたことによるものでございます。

次は、186ページをお願いします。3目道路新設改良費は増でございまして、主な理由は説明欄4番の西野地区の排水路整備事業を新規に計上するとともに、5番の旭中央病院アクセス道整備事業で、用地購入費と物件補償費が19年度予算から組み替えによりまして増となったことによるものでございます。

少し飛びまして190ページをお願いします。4目橋梁維持費は増で、更生橋と関戸橋の現況調査を行うとともに、旭地区の矢指橋と日の出橋、飯岡地区の矢指橋の改修工事を予定いたしております。

192ページをお願いいたします。3項2目街路費は増で、主な理由は説明欄3番の谷丁場遊正線の街路整備事業が増えたことと、さらに195ページをお願いします。説明欄5番の干潟駅前広場整備事業を新規に計上したことによるものでございます。

4目公園費は減でございます、主な理由は、前年度にございましたあさひ健康パーク整備事業が終了したことと、198ページをお願いします。説明欄4番の袋公園整備事業費が減となったことによるものでございます。また、5番の文化の杜公園整備事業では、実施設計と土地購入費が増となっております。さらに、新規事業としまして、6番の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業と、それで次の200ページをお願いします。7番の海岸環境整備事業を予定いたしているところでございます。

4項1目住宅管理費は減で、主な理由は、203ページをお願いします。説明欄4番の市営住宅改修事業と7番の住宅・建築物耐震化促進事業が減となったことによるものでございます。

次に、9款消防費でございます。少し飛びまして206ページをお願いします。1項1目常備消防費は減で、主な理由は、説明欄2番の常備消防事務費で18節の消防防災用備品費が減となったこと、また208ページをお願いします。4番の消防車両整備事業で、前年度は救助工作車と水槽付消防ポンプ自動車の更新があったことによるものでございます。

2目非常備消防費は増で、主な理由といたしましては、211ページをお願いします。説明欄5番の消防庫整備事業が新規で、消防団の再編に伴い、海上方面隊と飯岡方面隊に1か所ずつ消防庫を整備するものでございます。また、212ページをお願いします。6番の消防団車両整備事業が増で、旭方面隊のタンク車と海上方面隊のポンプ車を更新するものでございます。

3目災害対策費は増で、説明欄3番の防災行政無線統合整備事業を新規に計上するものでございます。

次は、10款の教育費でございます。少し飛びまして223ページをお願いします。2項小学校費の1目学校管理費は減で、前年度にあった小学校大規模改造事業が終了したことによるものでございます。また、新規事業としましては、少し飛びまして226ページをお願いします。説明欄4番の中央小学校改築事業と5番の矢指小学校改築事業を計上いたしております。

少し飛びまして230ページをお願いします。3項中学校費の1目学校管理費は増で、主な理由は、前年度にあった大規模改造事業などが終了する反面、233ページをお願いします。説明欄4番の第二中学校改築事業が増えたことによるものでございます。

次は、飛びまして259ページをお願いします。4項12目大原幽学記念館費は増で、主な理由は、261ページをお願いします。説明欄4番の大原幽学遺跡史跡公園管理費で、さらに次の262ページになります。17節の土地購入費に、新規として水田の取得を予定したことによ

るものでございます。

5 項 1 目保健体育総務費は増で、主な理由は264ページをお願いします。説明欄 3 番の国民体育大会開催事業で、旭市実行委員会に対する補助金が増えたことによるものでございます。

2 目体育施設費は減で、前年度に防球ネット整備工事と庭球場改修工事があったことによるものでございます。また、267ページをお願いします。説明欄 4 番の総合体育館改修事業は新規で、国体の卓球競技会場として施設の改修工事を予定したものでございます。

少し飛びまして268ページをお願いします。3 目学校給食費は増でございます。主な理由は、271ページをお願いします。説明欄 5 番の第二学校給食センター管理費で、給食用の食器を更新するものでございます。

飛びまして276ページをお願いします。11款災害復旧費は科目設定でございます。

また、さらに飛びまして280ページをお願いいたします。12款公債費は増となっております。

なお、この予算額には繰上償還分も含んでおります。

282ページをお願いします。13款諸支出金のうち 1 項 1 目土地取得費は科目設定。

2 項 1 目水道事業公営企業費で、説明欄の 2 番の水道事業会計出資金は新規の計上でございます。

2 目の病院事業公営企業費は、繰出金が増となっております。

次は、286ページをお願いします。14款の予備費は4,000万円を計上するものでございます。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、下の287ページでございます。ここから292ページまでは給与費明細書となっております。

今、ご覧いただいております 1 の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度の比較を計上してございます。

次の288ページをお願いします。2 の一般職のうち 1 の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較をしております。職員数は前年度に比べて15人の減、金額は合計で9,937万8,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページをお願いします。ここから296ページまでは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて支出予定額を記載したものでございます。

最後に、297ページをお願いします。この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。19年度末の現在高見込額が267億2,896万4,000円で、20年度中の起債見込額が34億720万円、20年度中の元金償還見込額が24億5,617万5,000円ですので、これらを増減しますと、平成20年度末の現在高は276億7,998万9,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は85億200万円、施設勘定は6,910万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものでございます。

次の300ページから306ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、309ページをお開きください。1款国民健康保険税は合計額は310ページの上段となりますが、26億3,194万2,000円、前年度に対し1億7,981万9,000円、6.4%の減を見込

みました。この減少の大きな要因は、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足することにより、現在の老人保健該当者が国保被保険者から脱退することによるものでございます。

総額の主なものとしたしましては、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億4,757万7,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分、それと新たに設けられます後期高齢者支援金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,436万5,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分、それと新たに設けられます後期高齢者支援金分の合計であります。

なお、国保税の税率でございますが、後期高齢者医療制度の発足に伴い、老人保健該当者が脱退することから被保険者数が減少する中で、後期高齢者の医療費を支えるための支援金を新たに賦課徴収することとなり、平成19年度から一部変更するものであります。

その内訳を申し上げますと、医療給付費分は、所得割が8%から1.5ポイント下げて6.5%に、資産割が40%から10ポイント下げて30%に、均等割が1万5,000円から3,000円下げて1万2,000円に、そして平等割は2万円で変わりございません。課税限度額については、53万円から6万円下げて47万円とするものでございます。

後期高齢者支援金分でございますが、新たに課税客体として発足させるもので、所得割が1.5%、均等割が1万2,000円、そして課税限度額を12万円とするものでございます。

介護納付金分でございますが、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円ということで平成19年度と変更はございません。

したがって、それらの合計で説明いたしますと、所得割は9.2%で変更ございません。資産割は30%で10%の減少となります。均等割は3万6,000円で9,000円の増加となります。平等割は2万円で変更ございません。そして、課税限度額は68万円から6万円の増加となるものでございます。

311ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億9,615万7,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億7,327万2,000円、後期高齢者支援金負担金に3億9,047万5,000円、老人保健医療費拠出金負担金に3,761万円、介護納付金負担金に1億9,479万9,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を4,610万円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、平成20年度から健診事業が各医療保険者に義務化されることにより発生するもので、国の負担分を843万3,000円と見込みました。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は 5 億 230 万 7,000 円で、普通調整交付金に 4 億 8,730 万 7,000 円、特別調整交付金に 1,500 万円を見込みました。

5 款療養給付費等交付金は 2 億 1,332 万 9,000 円を見込みました。これは退職被保険者の医療費等に対する交付金でありまして、平成 19 年度までは該当する人数がすべて対象となって交付されておりましたが、平成 20 年度からは、そのうち 65 歳未満にかかわる部分のみの交付となることから、対前年度比で 70% の減を見込むものであります。

312 ページになります。6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金は 7 億 8,164 万 6,000 円を見込みました。これは新たに発足する交付金で、退職被保険者等に係る医療費等のうち 65 歳以上 74 歳までの該当者にかかわる交付となるものでございます。

7 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じく 4,610 万円を見込みました。

2 目特定健康診査等負担金も、国と同じく 843 万 3,000 円を見込みました。

2 項県補助金、1 目県財政調整交付金は 4 億 1,887 万円で、普通調整交付金に 3 億 5,903 万 1,000 円、特別調整交付金に 5,983 万 9,000 円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の役割、権限の強化を図るためのものでございます。

313 ページになります。8 款共同事業交付金は 10 億 4,398 万 2,000 円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30 万円を超え 80 万円まで」と、「80 万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 3 億 6,161 万 7,000 円を見込みました。これは特定健診にかかわるもの以外、すべてルール分の繰り入れとなっております。

314 ページになります。2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は 2 億 3,000 万円を見込みました。

11 款繰越金は 1 億 5,500 万 1,000 円を見込みました。

315 ページになります。12 款諸収入、1 項延滞金及び過料は 1,198 万 4,000 円を見込みました。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託収入は 3,595 万 1,000 円を見込みました。これは国保の特定健診に併せて、介護保険の生活機能評価また後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施することに伴う費用として、介護保険あるいは後期高齢者の広域連合からその分を補てんしていただく見込額であります。

316ページになります。4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金500万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入の主なものは人間ドック自己負担収入で、年間450件、384万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページになります。1款総務費、1項1目一般管理費はレセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,835万4,000円を見込みました。

飛びまして320ページになります。2款保険給付費、1項療養諸費は合計で45億9,187万9,000円、前年度に対し4,567万7,000円、1%の増を見込みました。内訳としましては、1目一般被保険者療養給付費に43億500万円、2目退職被保険者等療養給付費に1億9,800万円、3目一般被保険者療養費に6,150万円、4目退職被保険者等療養費に350万円、5目妊産婦付加金は350件で800万円、6目審査支払手数料は29万9,600件で1,587万9,000円を見込みました。

321ページになります。2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に5億3,500万円、2目退職被保険者等高額療養費に4,800万円を見込みました。

322ページになります。4項1目出産育児一時金の8,750万円は、1件当たり35万円で250件を見込みました。

5項1目葬祭費の2,240万円は、1件当たり7万円で320件を見込みました。これは対前年度比で380件、2,660万円の減となりますが、その要因は、老人保健該当者が後期高齢者医療被保険者に移行することで、国保会計からの支出が無くなるためのものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金は11億7,876万8,000円を見込みました。これは後期高齢者にかかわる医療費を支えるために新たに発足されるもので、全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものであり、平成20年度はその11か月分の計上となるものでございます。

323ページになります。5款1項老人保健拠出金は、1目老人保健医療費拠出金に1億1,516万5,000円、2目老人保健事務費拠出金に126万8,000円を見込みました。これは老人保健にかかわる医療費を支えるために支出するもので、平成20年度は実績から推計した1か月分の計上となるものでございます。

324ページになります。介護納付金は5億7,294万円を見込みました。これは国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、支払基金に納めるものでござい

ます。

7 款共同事業拠出金は10億9,030万円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象が「30万円を超え80万円」と「80万円を超えるもの」の二本立てからなるものでございます。

325ページになります。8 款保健事業費は1 億4,259万9,000円を見込みました。主な事業としましては、特定健康診査事業が1 億883万9,000円、326ページになりますが、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が2,657万3,000円、年4 回発送の医療費通知事業が309万2,000円、健康優良家庭表彰事業が172万円であります。

327ページになります。11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、合計額は380ページになりますが、728万7,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものでございます。

328ページになります。3 項1 目直営診療施設勘定等繰出金は1,500万1,000円を見込みました。これは旭中央病院の医療相談室が行う保健事業への補助金として、国から国保会計を経由して中央病院へ繰り出すものでございます。

330ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、333ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。1 款診療収入、1 項外来収入は5,462万7,000円、診療日数の減少によりまして、前年度に対し313万1,000円、5.4%の減を見込みました。主なものとしましては、1 目国民健康保険診療報酬収入が1,428万円、2 目社会保険診療報酬収入が782万4,000円、3 目後期高齢者診療報酬収入が2,245万2,000円、6 目一部負担金収入が985万3,000円であります。

334ページになります。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は224万7,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページになります。6 款繰入金、1 項1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

336ページになります。7 款繰越金は450万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

338ページになります。1 款総務費、1 項1 目一般管理費は3,542万3,000円を見込みまし

た。主なものは、職員人件費が1,995万円、事務費が1,486万7,000円であります。

飛びまして341ページになります。2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は2,958万円を見込みました。

343ページから346ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月19日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の347ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億8,900万円と定めるものであります。

次の348ページ、349ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は351ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

351ページ、352ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

353ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款支払基金交付金は2億461万8,000円、前年度に対し20億6,223万円、91%の減を見込みました。これは後期高齢者医療制度の発足に伴い、平成20年度における老人保健会計での支出が1か月診療分と過去の過誤納未済分のみ限定されるためでございます。以下、大幅な減少につきましては、同じ理由となりますことをご了承いただきたいと思います。

内訳としましては、1項1目医療費交付金に2億296万9,000円、2目審査支払手数料交付金に164万9,000円であります。

2款国庫支出金、1項1目医療費国庫負担金は1億2,602万3,000円を見込みました。

354ページになります。3款県支出金、1項1目医療費県負担金は3,150万6,000円を見込みました。

4款繰入金是一般会計から3,581万4,000円を見込みました。

5款繰越金は9,000万円を見込みました。

355ページになります。6款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金103万5,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

356ページになります。1款総務費は430万9,000円を見込みました。内訳としましては、

老人保健事務費に80万6,000円、医療費適正化事業については350万3,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものでございます。

357ページになります。2款医療諸費は3億9,364万9,000円、前年度に対し39億9,969万4,000円、91%の減を見込みました。内訳としましては、1項1目医療給付費は3億7,500万円、2目医療費支給費は1,700万円、3目審査支払手数料は164万9,000円であります。

358ページになります。3款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は、老人保健特別会計の精算に向けて一般会計から繰り入れておりました一部を返還するもので、6,000万円を計上いたしました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の359ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を7億6,500万円と定めるものであります。

次の360ページ、361ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は363ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

363ページ、364ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

365ページになります。初めに歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は3億5,040万円を見込みました。内訳として、1項1目特別徴収保険料に2億8,178万5,000円、2目普通徴収保険料に6,861万5,000円であります。これは市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、年金受給額が年額で18万円に満たない方並びに介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計金額が年金受給額の2分の1よりも多い方については普通徴収、それ以外の方は年金からの天引きとなるものでございます。

ちなみに、保険料率でございますが、旭市の1人当たりの過去3年の平均老人医療給付費は、県内平均よりも20%以上安いということから、向こう6年間は不均一で若干安い料率となりまして、1人当たりの均等割につきましては、年額3万7,400円のところを旭市在住の方については5,000円安い3万2,400円に、所得割につきましても、7.12%のところを0.96%低い6.16%に設定されるものであります。また、限度額につきましては、県下一律で50万円となるものであります。

なお、各人の所得の状況によりまして、7割、5割、2割の軽減措置がとられるものであります。

2 款繰入金は一般会計から 4 億1,459万6,000円を見込みました。これは徴収事務等にかかわる事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分、並びに療養給付費にかかわる市の負担分を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

367ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、968万7,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、250万6,000円を見込みました。

368ページになります。2 款 1 項 1 目広域連合納付金は 7 億4,689万5,000円を見込みました。この内訳は、保険料納付金に 4 億3,576万6,000円、これは徴収した保険料をそのまま広域連合へ支出するものであります。療養給付費負担金には 3 億1,112万9,000円、これは療養給付費にかかわる市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第 5 号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の371ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額を33億7,549万4,000円と定めました。

第 2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の372ページから、飛ばしまして378ページまでは説明を省略させていただきまして、379ページの歳入のほうから予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、納付義務者数を 1 万6,252人と見込み、対前年度2.7%の増になります。介護保険条例で定める基準額 3 万5,400円に所得段階に応じた 6 段階により調定額を見込み、さらに議案第33号にて提案させていただきました激変緩和措置の継続を前提に、保険料は 5 億5,585万4,000円を計上したところでございます。保険料の内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる 5 億571万1,000円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に4,776万1,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に238万2,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は 5 億5,882万4,000円を、2 項 1 目調

整交付金は介護保険の財政調整を行うため交付されるもので、保険給付費の6.33%を見込み2億401万4,000円を、2目地域支援事業交付金に2,918万円をそれぞれ見込みました。

380ページになります。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億9,912万5,000円を、2目地域支援事業支援交付金に1,397万8,000円を見込みました。この大幅な伸び率については、歳出のところでご説明いたします。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億8,864万6,000円を、2項1目地域支援事業交付金に1,459万1,000円を見込みました。

381ページの中段になります。6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は4億287万3,000円、2目地域支援事業繰入金に1,459万1,000円を、3目介護保険事務費繰入金に4,507万2,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金2,000万円は、歳入不足額を繰り入れるものになります。

382ページの下段になります。8款2項2目雑入の461万8,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、384ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で660万5,000円を見込みました。

385ページになります。2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費346万円を見込みました。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週2回、年96回と見込み、2,077万1,000円を計上しました。

386ページになります。2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,291万円と見込みました。

387ページの下段の表になります。2款保険給付費は、この表にはございませんが、実績を勘案し、保険給付費の総額では32億2,298万3,000円で、対前年度3.7%の増を見込み、計上をしました。

それでは、1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を1,036人と見込み、10億2,549万7,000円を計上しました。

388ページになります。2目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能なサービスで、利用者は認知症対応型通所介護に25人、グループホームに42人、小規模特別養護老人ホームに21人を見込み、2億271万1,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、利用者を老人福祉施設340人、老人保健施設210人、療養型医療施設10人の合計560人を見込み、15億8,546万3,000円を計上しました。

389ページ中段になります。6目居宅介護サービス計画給付費は1億3,150万5,000円を見込みました。

390ページになります。2項介護予防サービス等諸費は要支援者の保険給付費で、利用者を224人と見込み、それぞれ計上しました。

391ページ下段になります。3項1目審査支払手数料は千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、360万円を見込みました。

392ページになります。4項1目高額介護サービス費は、実績から推計し、3,788万8,000円を計上しました。

393ページになります。5項特定入所者介護サービス等費は低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、実績により見込み、1億2,000万5,000円を計上しました。

394ページになります。3款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%分を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、321万1,000円を計上しました。

5款地域支援事業費は18年度から創設された事業でありまして、19年4月に地域包括支援センターを設置し、本格的な介護予防事業を開始いたしました。地域支援事業費総額では、この表にはありませんが、9,392万5,000円を計上しました。対前年度3,194万5,000円、51.5%の増を見込みました。この地域支援事業に対する負担の割合ですが、1項介護予防事業費は介護保険制度と同率になりますので、第1号被保険者が19%、第2号被保険者が31%、国が25%、県と市が12.5%ずつで、396ページの2項包括的支援事業費及び398ページ、3項の任意事業費の負担の割合ですが、第1号被保険者が19%と同じです。国が40.5%、県と市が20.25%であります。

それでは、394ページに戻っていただきまして、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は3,633万9,000円を計上しました。大幅な増となりましたのは、説明欄1の特定高齢者把握

事業に2,312万2,000円を見込み、説明欄2の通所型介護予防事業に89.3%増の1,272万7,000円を計上したことによるものです。これによりまして、歳入につきましても前述の負担割合で大幅な増となっております。

395ページになります。2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費を936万2,000円と見込みました。

396ページになります。2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防マネジメント事業、総合相談等の経費、包括的支援関係職員の人件費を見込み、1,801万5,000円を計上しました。

398ページになります。3項1目任意事業費は3,020万9,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

401ページになります。7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、402ページから406ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の407ページをお開きください。平成20年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ8億800万円に定めるものでございます。これは前年度比較5,100万円、6.7%の増でございます。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の地方債につきましては、第3表でご説明申し上げます。

第4条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

次に、408ページから410ページにつきましては第1表歳入歳出予算でございますので、413ページから425ページの予算に関する説明書でご説明いたします。

411ページをお開きください。第2表債務負担行為であります。浄化センター建設事業として限度額8億9,600万円を計上するものです。内容であります。平成20年度から23年度にかけて、処理場の高段ポンプ棟及び水処理施設に係る設備の整備等を対象とし設定した

ものでございます。

412ページをお開きください。第3表地方債であります、限度額2億550万円を計上するものです。内容につきましては、管渠、面整備、処理場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

413ページ及び414ページは、事項別明細書の総括であります。これらの内容につきましては、415ページ以降の予算科目ごとにご説明いたします。

415ページをお開きください。歳入予算でございます、1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は3,832万4,000円で、対前年度比較1,107万3,000円、40.6%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成19年3月までに供用を開始した145.9ヘクタールの区域で分割納入される方の20年度納付分と平成20年3月末に新たに供用開始するイ・ロ地区の7.8ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は5,196万円で、対前年度比較343万1,000円、7.1%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、19年度の実績を基に推定して計上いたしました。

2項1目下水道手数料は50万4,000円で、対前年度比較42万円、50%の増であります。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店、42件でございますが——の更新手数料であります。

なお、指定工事店は一度登録すると3年間有効となります。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は9,200万円で、対前年度比較3,650万円、65.8%の増であります。これは国庫補助対象事業に対する国からの補助金でありまして、補助率は2分の1であります。

416ページになります。4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,000円は科目設定であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億9,390万4,000円で、対前年度比較2,465万8,000円、5.9%の減であります。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものであります。

417ページでございます。6款繰越金、1項1目繰越金は2,500万円で、対前年度比較1,300万円、108.3%の増であります。内容は、平成19年度からの繰越金であります。

7款諸収入、1項1目延滞金、1項2目過料及び2項1目市預金利子のいずれも科目設定であります。

一番下段の3項1目雑入は80万4,000円で、対前年度比較73万3,000円の増であります。こ

れは消費税及び地方消費税還付金の73万4,000円と財団法人日本下水道協会からの広報活動助成金7万円であります。消費税については、平成19年度の納付額に対して還付が生じたためであります。

418ページでございます。8款市債、1項1目下水道債は2億550万円で、対前年度比較4,550万円、28.4%の増であります。これは対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上が歳入関係の予算でございます。

次に、歳出について申し上げます。

419ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費は8,166万7,000円で、対前年度比較13万9,000円、0.2%の減であります。主な内容といたしましては、説明欄1の一般事務関係職員給与費で8人分、7,042万円であります。

また、説明欄2の一般管理事務費は740万5,000円であります。

420ページになります。一般管理事務費の14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料403万5,000円には、下水道台帳システム、下水道料金システム、下水道受益者負担金システムなどの借上料が含まれております。

説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は198万3,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付をした場合、最高で10%、10万円を限度として報奨金を交付するものであります。

421ページになります。19節負担金補助及び交付金、水洗便所他改造資金補助金は170万円で、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るため、宅内排水設備改造工事を使用できるようになってから1年以内に実施した場合は4万円、2年以内は3万円、3年以内は2万円の補助を交付するものでありまして、過去の実績から20年度分を推計いたしました。また、水洗便所他改造資金利子補給補助金は、宅内排水設備改造工事費を金融機関により融資を受けた場合に、借入限度額100万円、返済期間を3年として利子の補給を行うもので、20年度新たに利子補給を受ける方を5件と見込んで計上いたしました。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,384万9,000円で、対前年度比較132万7,000円、1%の増であります。

説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしましては、11節需用費、消耗品費は327万4,000円で、水質検査用試薬、放流水用消毒薬剤、汚泥処理用薬剤及び施設維持管理用消耗

品であります。422ページになります。光熱水費は884万6,000円で、終末処理場施設運転に伴う電気・ガス・水道料金であります。修繕費は656万5,000円で、処理場機械設備等の修繕で、緊急用に充てる分も含まれております。

13節委託料、庁舎清掃委託料は168万9,000円で、処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料であります。運転業務委託料は6,299万円、水質分析委託料336万円、汚泥等運搬処理業務委託料722万円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務であり、専門業者に委託するものであります。

15節工事請負費は管渠工事費500万円で、前年と同様、緊急用に充てるためのものでございます。

423ページでございます。2項1目工事費は3億599万4,000円、対前年度比較6,389万6,000円、26.4%の増であります。主な内容といたしまして、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の幹線管渠整備委託料9,752万円は、国道126号の袋の交差点からマツモトキヨシの交差点までの区間に幹線管渠を埋設するものであり、面整備等委託料525万円はイ・ロ地先の面整備工事の実施設計を行うものであります。処理場等整備委託料1億1,500万円は、処理場内の高段ポンプ棟の建設工事及び水処理施設の実施設計を行うものであります。

なお、処理場内の施設整備につきましては、現事業認可の計画目標年次である平成23年度末には供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、処理場内の高段ポンプ棟建設工事及び水処理施設等の増設工事を平成20年度から4か年事業として行ってまいります。

汚水適正処理構想作成業務委託料420万円は、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた効率的な汚水処理施設整備を行うため、汚水適正処理構想を策定するものであります。

15節工事請負費の管渠工事は4,147万5,000円で、二袋地先の2.6ヘクタールの面整備工事と19年度に面整備工事を実施しましたイ・ロ地先の舗装復旧工事を予定しております。

424ページでございます。19節負担金補助及び交付金の水道管切廻し工事負担金1,501万5,000円は面整備工事に伴い支障となる水道管の切り回し工事の負担金で、道路掘削復旧費負担金2,310万円は、19年度に実施した県道部分の舗装復旧費の負担金であります。

また、22節補償補填及び賠償金222万6,000円は、下水道工事に伴い建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億8,746万9,000円で、対前年度比較1,207万3,000円、6.1%の減であります。これは下水道債の償還元金であります。

1 項 2 目利子は9,602万1,000円で、対前年度比較201万1,000円、2.1%の減であります。
これは下水道債の償還利息であります。

以上が歳出の説明でございます。

次に、426ページをお開きください。給与費明細書であります。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬であります。

427ページは一般職についての総括表であり、職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表であります。

428ページから430ページにつきましては、給料及び職員手当等の状況でございまして、記載のとおりでございます。

431ページをお開きください。浄化センター建設事業に対する債務負担行為で、平成21年度以降にわたるものについての平成20年度以降の支出予定額等に関する調書で、平成20年度以降の支出予定額は8億9,600万円であります。

432ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成20年度末の現在高見込額は、おおむね43億円となる見込みであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成20年1月末におけます江ヶ崎地区の状況につきましては、処理区域内人口1,442名に対しまして使用人口は1,031名であります。普及率71.5%となっております。琴田地区につきましては、処理区域内人口699名に対しまして使用人口440名となっております。普及率63.0%であります。

それでは、予算書のほうの433ページのほうをお開きいただきたいと思います。平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,154万3,000円と定めさせていただきました。前年度予算額5,217万2,000円に対しまして、1.2%の減であります。

次に、434ページをお願いいたします。434ページの歳入歳出予算から438ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明につきましては省略させていただきまして、439ページの歳入からの予算を順を追って説明させていただきます。

それでは、恐縮ですが、439ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金につきましては210万円で、前年度と同額であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区3件、琴田地区2件の受益者分担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料につきましては1,412万5,000円で、対前年度51万3,000円、3.8%の増であります。施設使用料につきましては、現に農業集落排水施設を使用しております世帯数及び新規に使用します世帯数を見込んでおります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区につきましては、使用戸数223戸及び新規3戸で985万1,000円を見込んでおります。琴田地区につきましては、使用戸数93戸及び新規2戸で427万4,000円を見込んでおります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,531万4,000円で、対前年度114万2,000円、3.1%の減であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4款繰越金は科目設定でございます。

それでは、440ページをお開きいただきたいと思います。5款諸収入は科目設定であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費は農業集落排水事業に係ります職員の人件費及び管理経費933万2,000円で、対前年度2万1,000円、0.2%の減であります。説明欄1の農業集落排水関係職員給与費は828万円、説明欄2の一般管理事務費は105万2,000円であります。

それでは、442ページをお開きいただきたいと思います。2款事業費、1項1目維持管理費につきましては1,781万1,000円で、対前年度94万3,000円、5.6%の増であります。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,049万3,000円で、主なものは光熱水費312万円、修繕料270万円、維持管理業務委託料340万6,000円であります。続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費であります。731万8,000円で、主なものは光熱水費130万8,000円、修繕料250万円、維持管理業務委託料259万円であります。

2目資源循環事業費34万円につきましては、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥

を肥料として還元するための費用であります。

444ページをお開きいただきたいと思います。2項1目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

3款公債費、1項1目元金1,476万3,000円、2目利子619万7,000円は、農業集落排水整備によります借入金の償還金であります。

4款繰出金210万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。

5款予備費につきましては、50万円を計上させていただいております。

446ページをお開きいただきたいと思います。給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表でございます。

447ページから449ページ、これにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

450ページをお開きいただきたいと思います。地方債の現在高に関します調書でありまして、表の右欄ですが、20年度末現在高見込額は3億1,461万4,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時29分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。業務の予定量は、給水件数を1万8,474件に、年間給水量を639万8,799立方メートルとし、1日平均給水量1万7,531立方メートルを予定いた

しました。主な建設改良事業としましては、配水管布設工事等に2億6,527万5,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明をいたします。

次は、3ページでございます。第5条は企業債でございます。20年度も引き続き給水区域内の施設の一体化と水質・圧力改善等を図るため配水管整備事業を行うために借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めたものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の流用できる項を定めるものでございます。

続いて、4ページをお開きください。第8条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、高料金対策等のため一般会計から受ける補助金を7,007万6,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を271万5,000円と定めるもので、これは量水器、水道メーターでございますけれども——の購入費となっております。

次に、5ページをお開きください。平成20年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益17億5,569万7,000円で、前年度に比べて5,845万6,000円、3.2%の減を予定いたしました。

1項営業収益16億2,564万2,000円の内訳につきましては、1目給水収益16億416万6,000円は水道料金で、有収水量を601万4,872立方メートル見込みました。

2目受託工事収益1,554万円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益593万6,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び宅内工事検査等の手数料となっております。

第2項営業外収益は1億3,005万5,000円を予定いたしました。この主な内訳について、1目他会計補助金7,007万6,000円は、一般会計からの高料金対策等としての補助金でございます。

2目補助金5,996万9,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、支出でございますが、6ページをお開きください。1款水道事業費用は16億4,042万4,000円で、前年度に比べて2,028万4,000円、1.2%の減を予定いたしました。

1項営業費用14億6,012万円の主な内訳について、1目原水及び浄水費8億5,604万6,000円は受水費となっております。

2目配水及び給水費2億2,249万1,000円の主なものは、配水、給水施設維持管理運営費及び工務班職員の人件費などでございます。

3目受託工事費1,554万円は、先ほどの収入の欄の受託工事収益で説明いたしました下水道工事等に係る水道管の切り回し工事費となっております。

4目総係費1億3,158万3,000円は、管理棟の維持管理及び水道料金収納事務に係る費用並びに業務班職員の人件費などでございます。

5目減価償却費は2億3,445万円を予定いたしました。

2項営業外費用は1億7,343万6,000円を予定いたしました。内訳は、1目支払利息及び企業債取扱諸費1億6,073万9,000円、2目消費税及び地方消費税1,269万7,000円となっております。

3項特別損失は過年度損益修正損として386万8,000円を予定いたしました。

4項予備費は300万円を予定いたしました。

次は、7ページでございます。資本的収入及び支出の内訳でございますが、収入につきましては、1款資本的収入で2億6,957万3,000円、前年度に比べて1億2,740万円、89.6%の増を予定いたしました。

1項1目企業債1億6,930万円は、配水管の整備に充てる財源の一部として企業債を借り入れるものです。

2項1目出資金の6,950万円は、合併特例債活用事業収入として一般会計からの出資金を予定いたしました。

3項1目負担金の690万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金となっております。

4項1目給水申込納付金は2,387万3,000円を予定いたしました。

支出につきましては、1款資本的支出は7億5,357万2,000円で、前年度に比べて1億5,692万5,000円、26.3%の増を予定いたしました。

1項1目拡張工事費2億6,527万5,000円は、給水区域内の施設の一体化と水質・圧力改善を図るための配水管布設工事等でございます。

2目固定資産取得費2,007万1,000円は、給水車の購入費と量水器の購入分となっております。

す。

2 項 1 目企業債償還金は 4 億 6,622 万 6,000 円を予定いたしました。

3 項 1 目予備費は 200 万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。第 4 条の中ほどになります。この資本的収支の不足額 4 億 8,399 万 9,000 円につきましては、括弧書きに記載されておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,234 万 4,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 4 億 7,165 万 5,000 円で補てんをするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。この表は平成 20 年度の資金計画となっております。当年度末の現金を 3 億 8,261 万 5,000 円と予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは職員給与費関係の明細となっております、職員の各種支給要件などは一般会計の職員と全く同じでございます。

13 ページから 15 ページにつきましては、平成 20 年度末の予定貸借対照表となっております。予定では、15 ページ下段になりますが、平成 20 年度の純利益は 1 億 279 万 5,000 円、欠損金合計で 2 億 6,653 万 5,000 円となる見込みでございます。

16 ページから 20 ページにつきましては、平成 19 年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20 ページ下段になりますが、19 年度で 1 億 4,768 万 8,000 円の純利益が見込まれるため、累積欠損金は減少し、欠損金合計では 3 億 6,933 万円となる見込みでございます。

以上で、議案第 8 号についての補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第 9 号、平成 20 年度旭市病院事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則であります。

第 2 条は業務の予定量であります。1、事業量の（1）事業計画ですが、（1）病床数は 956 床で、（2）患者数はイ、入院患者数 32 万 5,446 人、ロ、外来患者数 86 万 2,463 人を見込みました。また、（3）介護老人保健施設は、イ、入所者数 3 万 4,310 人、ロ、通所者数 7,097 人を見込みました。2 ページをお開きください。（4）養護老人ホームは、イ、入所

者数を1万7,994人、口、短期入所者数を1,095人、(5)特別養護老人ホームは、イ、入所者数を1万7,483人、口、短期入所者数635人、(6)ケアハウスは入所者数1万4,490人を見込んだところでございます。

2、資本的支出の(1)建設改良計画についてであります、(1)工事費15億6,135万円は再整備事業新本館建設工事やリニアック棟増築工事などを予定いたしました。(2)資産購入費10億5,250万円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,716人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります、7ページからの実施計画により説明申し上げますので、7ページをお開きください。平成20年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります、収入につきましては、1款病院事業収益は312億626万7,000円を予定いたしました。

1項医業収益は283億1,141万1,000円を見込みました。主な内訳であります、1目入院収益は141億5,961万2,000円、2目外来収益は132億2,118万7,000円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数、診療単価の実績や診療報酬改定とDPC導入による影響を勘案いたしました。

2項医業外収益は18億1,559万2,000円を予定いたしました。主な内訳であります、2目補助金1億5,513万6,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対して国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金13億2,569万8,000円は病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億2,129万2,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円が組み入れられておりまして、市からの繰入金の合計は14億8,967万2,000円であります。

3項看護師養成事業収益1億7,412万6,000円は、看護学生157人の授業料、寄宿舎費、繰入金などであります。

次の8ページをお開きください。4項介護老人保健施設事業収益4億8,686万2,000円は、入所者、通所者の介護料などであります。

5項養護老人ホーム事業収益1億5,294万1,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 1 億9,922万円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,611万4,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出でございますが、1 款病院事業費用は311億1,541万8,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は282億5,225万9,000円を見込みました。主な内訳でございますが、1 目給与費133億4,533万6,000円は、病院職員に係る給与費であります。

2 目材料費96億8,018万3,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。

3 目経費31億885万4,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。

9 ページをお開きください。4 目減価償却費は19億1,734万8,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は15億1,759万2,000円であります。主な内訳でありますが、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 3 億8,431万1,000円、3 目雑損失 5 億4,650万7,000円、4 目繰延勘定償却 5 億4,794万2,000円などあります。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億4,739万9,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費は 4 億8,976万4,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億4,946万8,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,203万7,000円、7 項ケアハウス事業費用は6,740万円あります。

次の10ページをお開きください。8 項特別損失1,949万9,000円は、リース契約していた一般患者様用有料駐車場機器に対する賃借料を一括支払いするものであります。

9 項予備費5,000万円を計上いたしました。

次に、11ページは資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は 5 億5,892万5,000円を予定しました。

1 項 1 目企業債 5 億5,000万円は、再整備事業に係る企業債借り入れであります。

2 項 1 目補助金787万5,000円は、医療機械購入に係る補助金であります。

3 項 1 目固定資産売却代金105万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は40億8,390万円を予定いたしました。

1 項建設改良費は26億1,385万円を予定しております。そのうち 1 目工事費15億6,135万円

は、再整備事業新本館建設工事やリニアック棟増築工事などを予定したものであります。

また、2目資産購入費10億5,250万円は、医療機械器具購入8億4,000万円、ソフト開発費2億1,000万円などであります。

2項1目企業債償還金は14億7,005万円であります。

ここで、次に4ページに戻らせていただきます。第4条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入5億5,892万5,000円、資本的支出40億8,390万円により生ずる不足額35億2,497万5,000円を損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。再整備事業実施設計料総額3億1,395万円は平成19年、20年度の継続事業として予定したもので、年割額は平成19年度、1億7,440万5,000円、平成20年度、1億3,954万5,000円であります。また、平成20年度から22年度まで3か年の継続事業といたしまして、再整備事業新本館建設工事、総額183億8,586万4,000円を予定しております。これらの年割額は、平成20年度、5億5,383万3,000円、平成21年度、49億8,502万6,000円、平成22年度、128億4,700万5,000円であります。

5ページをお開きください。第6条は企業債について定めるもので、再整備事業新本館建設工事を目的として5億5,000万円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項目を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。第10条は、たな卸資産の購入限度額を110億2,500万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおりリニアック棟の増築のほか、放射線治療システムの購入など10件を予定いたしました。

次に、12ページをお開きください。平成20年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を40億202万2,000円と予定いたしました。

次の13ページからは平成20年度予定貸借対照表であります。16ページの下から5行目の八、当年度末処分利益剰余金は、当期利益金を含め13億3,285万8,945円となる見込みであります。

以下、17ページからは平成19年度予定損益計算書、20ページからは平成19年度予定貸借対照表となっております。その後24ページからは給与費明細書、31ページからは実施計画内訳書、44ページからは継続費に関する調書、45ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第9号についての補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条ですが、これは総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。新年度につきましては、客室改修工事と並行しての営業となりますので、工事期間別に客室数を定めております。4月から6月の客室数は、西館のみの営業となりますので22室、7月から8月は、シーズン中となりますので工事期間から外しております、客室数は新しくなる東館と西館を合わせまして40室での営業となります。9月から11月は新しい東館のみの営業で18室、12月からは全客室リニューアルとなりますので、30室すべて新しい客室としての営業が可能となります。

なお、広間数及び会議室数については、通年各1室となります。

次に、年間の利用者数でございますが、宿泊を1万4,600人、休憩を3,000人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては40人、休憩を8人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、3ページの第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明いたします。

次に、4ページの第5条継続費は、資本的支出の建設改良費に施設改善事業として総額2億7,013万4,000円を計上するもので、この年割額は平成19年度に1億894万8,000円、平成20年度に1億6,118万6,000円を予定いたしました。施設改善事業の進捗状況については、継続費に関する調書により説明いたします。

第6条企業債は、起債の目的を施設改善事業、限度額を1億4,150万円、起債の方法を普通貸借または証券発行、利率を5%以内、償還の方法を借入れ先の融通条件によるものとして定めるものでございます。

次に、5ページの第7条一時借入金、その限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、職員給与費7,776万8,000円を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を5,363万8,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きをお願いします。平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益を1億9,558万8,000円と予定いたしました。

第1項営業収益は1億9,318万8,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目利用収益1億7,542万3,000円は宿泊料及び食事料等でございます。2目売店収益1,566万円は土産品及び販売機等の売り上げでございます。3目その他営業収益210万5,000円は配膳料等でございます。

第2項営業外収益は240万円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1目補助金82万円は市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金でございます。2目雑収益158万円は臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に、支出でございますが、8ページをお開きをいただきたいと思います。第1款国民宿舎事業費用は1億8,690万8,000円と予定いたしました。

第1項営業費用は1億8,338万3,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目宿舎経営費1億6,479万6,000円は人件費、食事材料等でございます。2目減価償却費は1,842万1,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は16万6,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用252万5,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却費、3目雑支出、4目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は100万円を予定いたしました。

次に、9ページをお願いいたします。資本的収入につきましては、1億4,150万円を予定いたしました。内容につきましては、施設改善事業に係る企業債でございます。

資本的支出につきましては1億7,954万円を予定いたしました。

1項建設改良費は1億7,108万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目工事費1億5,040万円は客室改修工事等を予定いたしました。2目資産購入費2,068万5,000円は家具等の備品購入費を予定いたしました。

2項開発費745万5,000円は、商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法導入を図る

ため、経営改善業務委託費を予定いたしました。

3 項予備費は100万円を予定いたしました。

ここで、3 ページに戻っていただきたいと思います。第4条でございます。括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,804万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額855万円、当年度分損益勘定留保資金2,098万5,000円、建設改良積立金850万5,000円で補てんするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。この表は平成20年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を4,962万8,000円と予定いたしました。

次に、12ページから15ページは給与費明細書でございます。現在、「食彩の宿」実現を目指しまして経営改善に積極的に取り組んでおりますが、これまで高く推移してきました人件費率を公共の旅館にふさわしい水準まで下げる必要があります。旭市観光交流拠点施設として今後も健全な経営を維持していくため、損益勘定支弁職員数を現在の7名から2名減員し、5名に予定するものでございます。

次に、16ページから18ページまでは平成20年度末の予定貸借対照表でございます。18ページの中段でございますが、予定ではこの期間の純利益は13万円でございます。繰越利益譲与金と合わせまして188万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

次に、23ページをお開きください。継続費に関する調書でございます。現在進めております施設改善事業の進捗状況を示しております。

19年度ですが、年度末に予定いたします支払義務発生額を9,156万6,000円と見込みました。継続費の総額に対する19年度分の進捗率は34%でございます。したがって、繰次繰り越しを1,738万2,000円予定しております。主な工事等の内容は、ダイニング工事、ラウンジ工事、耐震補強工事、外壁塗装工事、車寄せ工事及びダイニング用家具備品等の購入でございます。

20年度ですが、年度末に予定する支払義務発生額を1億7,856万8,000円と予定いたしました。継続費の総額に対する20年度分の進捗率は66%でございます。主な工事等の内容は、客室改修工事及び客室用家具備品の購入を予定しております。

なお、工事等の完了時期でございますが、本年11月末を予定しております。

以上で、議案第10号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

- 財政課長 (平野哲也) 議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 条は、歳入歳出予算からそれぞれ 5 億 4,100 万円を減額し、予算の総額を 257 億 9,000 万円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費と第 3 条の地方債の補正につきましては、後ほど別の表でご説明を申し上げます。

2 ページから 4 ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5 ページをお願いいたします。第 2 表の繰越明許費は、掲載しております各事業が年度内に終了しない見込みとなったことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

6 ページをお願いします。第 3 表の地方債補正は、掲載しました 8 事業について限度額を変更するものでございます。一番上の広域営農団地農道整備事業につきましては 200 万円の減額で、県の事業費が確定したことによるものでございます。次の排水路整備事業で 2,770 万円の減額と 3 番目の旭中央病院アクセス道整備事業で 3 億 1,160 万円の減額は、事業費が減になったこととまちづくり交付金の配分額が増えたことによるものでございます。4 番目以降の小・中学校の改修事業等の減額は、安全・安心な学校づくり交付金の増によるものでございます。

次に、歳入について順を追ってご説明申し上げます。

9 ページをお願いします。9 款地方交付税で説明欄 1 番の普通交付税 1 億 631 万 3,000 円の追加は、交付決定額のうち留保財源としておりました 1 億 9,236 万 6,000 円の中から、今回の補正財源として必要な額を計上したものでございます。説明欄 2 番の特別交付税 1 億 5,189 万 6,000 円の追加は、交付額が増となる見込みとなったことにより補正するものでございます。

13 款国庫支出金の 1 項 1 目民生費国庫負担金で、説明欄 1 番の保険基盤安定負担金 14 万 5,000 円の減額は、対象事業費となる国保会計繰出金が確定したことによるものでございます。また、2 番の障害者自立支援給付費負担金 2 億 1,110 万 6,000 円の追加は、障害者自立支援法の改正により補助金から負担金へ科目を組み替えたことによるものでございます。

2 項 1 目民生費国庫補助金の自立支援給付費統合補助金 2 億 3,782 万 1,000 円の減額は、科目を負担金へ組み替えたことによるものでございます。

2 目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金356万3,000円の減額は、合併浄化槽の設置補助に係る申請件数の減によるものでございます。

3 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋梁費国庫補助金でまちづくり交付金1,744万円と3,356万円の追加は、排水路整備事業及び旭中央病院アクセス道整備事業に対する配分額が増えたことによるものでございます。

3 節住宅費国庫補助金で住宅・建築物耐震改修等事業費補助金312万6,000円の追加は、耐震改修促進計画の策定業務と一般住宅耐震診断の補助などが減となった一方で、公立保育所の耐震診断事業に対する補助が追加となったものでございます。

10ページをお願いします。5 目教育費国庫補助金で 2 節小学校費国庫補助金の3,120万9,000円と 3 節中学校費国庫補助金の 1 億943万9,000円の追加は、小・中学校校舎等の改修事業に対する安全・安心な学校づくり交付金が増えたことによるものでございます。

14款県支出金の 1 項 1 目民生費県負担金で、説明欄 1 番の保険基盤安定負担金939万7,000円の追加は、対象事業費の確定によるものでございます。また、2 番の障害者自立支援給付費負担金 1 億555万3,000円の追加は、国庫負担金と同様、科目の組み替えによるものでございます。

2 項 2 目民生費県補助金の自立支援給付費統合補助金 1 億1,891万円の減額は、科目の組み替えによるものでございます。

3 目衛生費県補助金で439万8,000円の減額は、国庫補助金と同様、合併浄化槽の申請件数の減によるものでございます。

4 目農林水産業費県補助金 2 億1,557万8,000円の減額は、鶏卵処理施設の整備に係る補助対象事業の範囲が限定されたことによるものでございます。

5 目土木費県補助金112万円の追加は、耐震改修促進計画の策定業務が補助対象となったことによるものでございます。

17款の繰入金で 1 項 2 目農業集落排水事業特別会計繰入金1,470万円の追加は、受益者分担金の増額分を繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金 4 億円の減額は、他の財源を確保できる見込みとなったことから、繰入額を縮小するものでございます。

2 目減債基金繰入金1,651万7,000円の追加は、市債の繰上償還に充てるものでございます。

4 目学校建設基金繰入金4,138万円の減額は、一連の海上中学校改築事業等が終了いたしました、今後の学校建設のために当初の取り崩しを取りやめ、このまま基金として残すも

のとしたものでございます。

12ページをお願いします。18款の繰越金は、留保財源としていた2億2,551万9,000円を全額計上するものでございます。

20款の市債は総額を5億5,610万円減額するもので、内容は第3表で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました、次に歳出に移ります。歳出につきましては、事業ごとに歳入で触れなかった内容をご説明申し上げます。

それでは、13ページをお願いしたいと思います。1款1項1目議会費の議員報酬の減額は、議員1名の減によるものでございます。

2款1項10目地域振興費の説明欄1番、コミュニティバス等運行事業87万3,000円の追加は、干潟地区ルートについて、12月までの損失額の増分と3月までの損失見込額を計上するものでございます。2番のバス路線維持対策事業93万円の追加は、路線バスの府馬線の経費が確定したことによるものでございます。

14ページをお願いします。3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、福祉タクシー利用助成事業136万3,000円の追加は、利用実績が増えたことによるものでございます。2番の自立支援給付事業5,639万9,000円の減額は、利用者が当初の見込みより減少していることによるものでございます。

4款1項4目環境衛生費の説明欄の1番、環境衛生事務費1,420万4,000円の減額は、東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計において、予定していた事業が中止となったことによるものでございます。

6款1項5目農地費の説明欄の1番、経営体育成基盤整備事業280万円の追加は、富浦地区と飯岡西部地区の県の事業費が確定したことによるものでございます。2番の広域営農団地農道整備事業281万2,000円の減額は、東総西部 期地区の県の事業費が確定したことによるものでございます。

16ページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費の説明欄の1番、排水路整備事業1,800万円の減額は、工事費が減となったことによるものでございます。2番の旭中央病院アクセス道整備事業2億9,430万3,000円の減額は、用地費と補償費のうち年度内での執行が難しくなったものを翌年度の予算へ組み替えたことなどによるものでございます。

次に、下のページになりますが、10款2項1目学校管理費の説明欄の1番、小学校大規模改造事業5,635万6,000円の減額は、工事費が確定したことなどによるものでございます。

3 項中学校費の説明欄の 1 番、中学校大規模改造事業505万7,000円の減額と 2 番、海上中学校建設事業3,460万円の減額、それから次の18ページになります。3 番の第二中学校改築事業1,623万8,000円の減額は、いずれも工事費の確定等による減額でございます。

12款公債費の1,651万7,000円の追加は、市債の繰上償還を行うものでございます。これは国の要項に基づき、いわゆる政府系の資金の借入額のうち19年度の繰上償還分を今回の補正予算に計上するものでございます。

13款 2 項 2 目病院事業公営企業費の 1 億6,208万円の追加は、繰出金の算出に用いる普通交付税と特別交付税の算入見込額が増となったことにより補正するものでございます。

次の20ページをお願いします。これは給与費明細書でございます。

それから、最後の21ページをお願いしたいと思います。この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。今回の補正額として 5 億5,610万円を減額することにより、19 年度末現在高見込額は267億2,896万4,000円となるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 3 時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 9 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億5,638万円とするものでございます。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそ

れを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。事業勘定のうち歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の医療相談室が実施しております保健事業等への国庫補助金が確定したことから、増額分の1,173万9,000円を計上するものでございます。

6款2項1目県財政調整交付金につきましても、国保診療施設への県からの補助金でありまして、国保会計を経由して旭中央病院へ200万円、中央病院附属の飯岡診療所へ30万円、滝郷診療所へ30万円交付されることが決定したことから、合計の260万円を計上するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減分への繰り出しが当初の予定よりも上回る見込みとなったことから、858万7,000円を増額するものであります。

10款1項2目その他繰越金につきましては、歳入不足分6,912万6,000円を計上するものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。11款3項5目の雑入につきましては、昨年の4月から人間ドックにかかわる費用が引き上げられたため、それに付随しまして当初よりも自己負担収入が見込めることになりましたので、32万8,000円を増額するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。1款1項1目の一般管理費として増額する105万円につきましては、医療制度改革に伴うコンピュータプログラムの修正費用として計上するものでございます。

3目の保健衛生普及費として減額する1,533万6,000円につきましては、直診施設への国からの補助金の関係となりますが、19年度より科目更正をしまして、9款の諸支出金より支出すべく、ここでは減額するものでございます。

6款1項1目の保健事業費につきましては、歳入のところでもお話しいたしましたが、人間ドックにかかわる費用が引き上げられたことによりまして、当初よりも支出が上回るため、219万1,000円を増額するものでございます。

9款1項3目の償還金につきましては、18年度で概算でいただいております医療費にかかわる国庫負担金でございますが、精算による返還金といたしまして7,983万4,000円を計上するものでございます。

3 項 1 目の直営診療施設勘定等繰出金につきましては、国保会計を経由しまして国及び県から直営診療施設へ交付される補助金でありまして、2,464万1,000円を計上するものであります。その内訳でございますが、直営診療施設への補助金として滝郷診療所へ30万円、旭中央病院本体と附属の飯岡診療所へ230万円、同じく旭中央病院の医療相談事業への補助として1,416万6,000円、また同じく旭中央病院のレントゲン施設整備への補助として787万5,000円となっております。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万円を追加し、予算の総額を6,687万2,000円とするものであります。

次の2ページ、3ページは各款ごとの補正で、5ページ、6ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降の各項目ごとにご説明を申し上げます。

それでは、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。最初に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金につきましては1,470万円であります。

8 ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳出につきましてご説明いたします。

4 款繰出金、1 項 1 目繰出金1,470万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。本年度の受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

- 水道課長（堀川茂博） 議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて補足説明を申し上げます。

今回の補正は、企業債の借り換えによる補正でございます。本年度も昨年度に引き続き、公営企業金融公庫資金の年利 6 % 以上を対象に借り換え措置が講じられました。水道事業会計におきましては、昭和60年度に借り入れました年利6.9%の未償還元金2,435万4,499円のうち2,420万円が年利2.15%で借り換えられることになりましたので、企業債償還金に不足を生ずるため、補正を行うものです。

内容について説明を申し上げます。

初めに、予算書の 1 ページをお開きください。第 2 条は資本的支出の補正を行うものです。第 2 項の企業債償還金に借り換えに伴い支払いの生ずる未償還元金2,435万5,000円を追加し、補正後の予定額を 6 億2,100万2,000円とするものです。

第 3 条は、起債の目的、限度額等を改めるものです。配水管整備事業に係る限度額につきましては、施工方法の変更等により工事費の削減が図られましたので、限度額を減額し、借換債を新たに追加したものです。

次は、3 ページをご覧ください。平成19年度旭市水道事業会計補正予算実施計画となっております。これにつきましては、前段で説明したとおりの内容でございます。

次に、4 ページをお開きください。平成19年度旭市水道事業会計補正予算資金計画となっております。18年度決算とこの補正によります受入・支払資金を補正し、年度末の現金残高を 5 億2,460万円と予定するものでございます。

なお、この借り換えによって軽減される利息は約116万円となります。

以上で、議案第14号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則であります。

第 2 条は収益的収入の予定額の補正で、1 款病院事業収益の既決予定額303億4,324万4,000円に 1 億6,208万円を増額し、305億532万4,000円に補正しようとするものであります。これは一般会計からの繰入金の増額によるものであります。

内訳については、9 ページの実施計画内訳書にてご説明申し上げますので、9 ページをお

開きください。病院への繰入金として、１款２項医業外収益の３目１節負担金交付金を１億５,８４０万３,０００円増額し、１２億８,８０１万円を予定いたしました。また、看護学校への繰入金として、１款３項看護師養成事業収益の１目３節負担金交付金を３６７万７,０００円増額し、１億２,６９２万６,０００円を予定いたしました。

それでは、１ページにお戻りください。第３条は資本的収入の予定額の補正で、１款資本的収入の既決予定額６８２万５,０００円に２,６４１万７,０００円を増額し、３,３２４万２,０００円に補正するものであります。これは国庫補助金の交付額決定により増額したものであります。

以上で、議案第１５号についての補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第１６号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第１６号、平成１９年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）について補足説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きをいただきたいと思います。第１条は、補正予算を定める総則でございます。

第２条は、予算第３条に定めました収益的支出の予定額の補正を定めるものでございます。内容につきましては、３ページをお開きください。平成１９年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）実施計画でございます。

今回の補正は、収益的支出について６４２万３,０００円を追加するものでございます。内訳につきましては、第１項営業費用のうち第１目宿舎経営費６４２万３,０００円の追加でございまして、経営改善対策を実施したことによる臨時職員の賃金を追加するものでございます。

次に、１ページに戻っていただきたいと思います。第３条は、議会の議決を経なければ流用できない職員給与費について補正を定めるものでございます。内容につきましては、ただいま説明したとおり経営改善対策を実施したことによる臨時職員の賃金が追加となったため、職員給与費に追加補正を加えるものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。この表は平成１９年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を６,２５９万３,０００円と予定するものでございます。

次に、５ページから７ページまでは平成１９年度末の予定貸借対照表でございます。

７ページの下段になりますけれども、今回の追加補正によりまして、年度末に予定いたし

ます税込み利益は48万3,000円となりますが、税抜きでは590万5,000円の純損失となります。この純損失については、前年度からの繰越利益剰余金766万円を充てる予定でございます。したがって、当年度未処分利益剰余金は175万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第16号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第17号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 加瀬正彦 登壇）

○企画課長（加瀬正彦） それでは、議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の制定によりまして、現在、千葉県と県内市町村が共同でシステム運用を進めております「ちば電子申請・届出システム」、これを活用できることとなります。条例や規則等に基づく行政手続等で現状では書面をもって行われている申請、届け出等につきまして、オンラインでの手続も可能とするものでございます。

また、本条例制定の根拠でございますが、国におきまして行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、これは平成14年に制定されております。この第9条第1項におきまして、「地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない」、そのように規定されております。この法律の規定に基づき、旭市においても市民が行政手続をする際にオンライン化を可能とする条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、条例案をご覧くださいと思います。

まず、第1条でございます。これは目的でございます。先ほど申し上げましたとおり、オンライン手続ができるように定めることにより、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図る等、条例制定の目的について規定しております。

第2条では、この条例で用いる用語について規定しております。

第1号でございますが、適用を受ける条例等の範囲を規定しています。市の条例、規則、これには規程や地方公営企業法に基づく企業管理規程も含まれます。加えて、法や県条例等によりまして市が処理することとされております事務についても含まれることとなります。

第2号では、市の機関、これを規定しております。例えば市、公営企業、教育委員会、議

会、農業委員会等、そういったものが含まれることとなります。

第3号では書面等の考え方、第4号では署名等を説明しております。

以下、それぞれの用語につきましては記載のとおりでございますので、省かせていただきます。

次のページになります。第3条でございます。電子情報処理組織による申請等で、市民がインターネットに接続されたパソコンを用いて市の機関に対する申請、届け出の手続を行うことができるよう規定しております。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等でございます。証明書を発行するなどの処分通知を市の機関が電子情報処理によりできるよう規定をしてある条文でございます。

右側のページに移りまして、第5条になります。電子記録による縦覧等を行うための必要な事項について規定しております。

続いて、第6条ですが、電磁的記録による作成等で、作成された電磁的記録が他の条例などで規定された書面と同等の効力を有するようになること、それを規定しております。

次のページになります。第7条でございます。手続等の事務に供される情報システムの整備の推進及びその安全性、信頼性の確保等、そういったものについてここでは規定しております。

第8条でございます。手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表を毎年度行うよう、ここで規定しております。

第9条は委任規定になります。

最後に、規則で公布の日から起算して6月を超えない範囲内で施行するものとしております。これは市で使用を予定しております「ちば電子申請・届出システム」の供用開始日、これが他の市町村と調整した後に決定されるため、未定としております。今のところ8月1日以降になる予定で、それを想定したものとしてこういった書き方をさせていただきました。

なお、本条例につきましては、「ちば電子申請・届出システム」を利用する団体がほぼ共通の条項により制定する予定でございます。

また、細部につきましては、この後、施行規則を制定する予定であるということで、以上、簡単ですけれども、議案第17号の補足説明といたします。

○議長（明智忠直） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第24号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、医療制度改革に伴い、現行の老人保健制度が平成20年度より後期高齢者医療制度に切り替わることから、新たに制定するものでございます。

初めに、第1条でございますが、事業主体である千葉県後期高齢者医療広域連合が条例で定めるもののほかは本条例で定めるという記載であります。

第2条では、旭市が行う事務を明記するものであります。ここに第1号から第8号までございますが、総括しますと、葬祭費を初めとする申請書類の受け付けや保険料の徴収事務が主なものとなります。

第3条ですけれども、保険料を徴収する対象者の明記でありまして、第1号から第4号まで、いずれも旭市に住所を有することが基準となっております。

第4条においては、保険料の普通徴収にかかわる納期の記載でありまして、7月から翌年の2月まで8期に分けて徴収するというものであります。

第5条におきましては、国保税同様、延滞金を徴する規定となっております。

第6条は、規則等への委任規定となっております。

第7条から第9条までについては、被保険者が虚偽または不正な行為をした場合の罰則規定となっております。

続いて、附則の説明に入らせていただきます。

第1条は、施行期日でありまして、本年4月1日からということであります。

第2条ですが、これは被用者保険の被扶養者のことでありまして、その方々の保険料については平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減とする国の施策によりまして、該当者にかかわる普通徴収においては10月を第1期として徴収を開始するという特例の設定であります。

第3条は、保険料の延滞金の率のことでありまして、納期限の翌日から起算して1か月を経過するまでの期間については、本則では年7.3%となっておりますが、公定歩合が年3.3%を下回っている場合には、特例としてその差を下げるというものであります。

なお、この措置は国保税も同様の取り扱いとなっております。

最後に、附則の第4条であります。これは旭市行政組織条例の一部を改正するものでありまして、後期高齢者医療制度の発足に伴い、保険年金課が所管する事務のうち、これまで「老人医療」としていました名称を「後期高齢者医療」と改めるものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革に伴い、平成20年度から老人保健該当者の脱退あるいは健診事業の義務化等、幾つかの変更がなされるため、所要の改正を行うものであります。

まず初めに、第2条第1項第4号ですが、これは国保運営協議会委員のうち被用者保険等からの選出委員を削ることでありまして、その根拠を申し上げますと、これは退職被保険者に係る医療費がもとの社会保険等から拠出されているためですが、現在、旭市においては該当者が3,000名を超えております。しかし、平成20年度においては、国の制度改正により満65歳未満の退職被保険者のみでカウントすることになり、その該当者が委員設置基準の1,500名をだいぶ下回りまして、800名程度になってしまいます。そこで、今後も絶対数に満たないことから削るものであります。

続きまして、第4条の関係ですが、第1号及び第2号については、乳幼児の医療費にかかわる一部負担金が2割であることは変わりございませんが、これまでは3歳未満を対象にしておりますものを、法律改正に伴い、6歳到達年度いっぱいに引き上げるものであります。

次に、第3号ですが、これも同様に法律改正に伴いまして、満70歳以上の方で医療費の一部負担金が1割で済んでいる方を2割に引き上げるものであります。しかし、国の施策により、一部負担金は1割で1年間凍結される見通しであります。

続いて、第4号ですが、ここでは満70歳以上の方でも一定額以上の所得のある方の一部負担金については、引き続き3割負担であるというものでございます。

第5条は、国家公務員共済組合法においては、出産育児一時金の支給の解釈に準じて葬祭費も行うという文言の追加となっております。

第6条については、これまで老人保健該当者も国保被保険者であったことから、おのずと亡くなれますと国保会計から葬祭費を支払っていましたが、平成20年度からは後期高齢者医療広域連合で支払うこととなり、国保会計からは支払わないというものでございます。

最後に、第8条の改正ですが、これまで市で行ってありました基本健診に代わり、平成20年度からは各医療保険者による特定健診等の実施が義務付けられることから、それらに対応した文言の修正となっております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第34号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第19号、第20号及び第34号について補足説明を行います。

最初に、議案第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてであります。

近年、不審者による子どもたちへの犯罪が多く発生しており、また詐欺による高齢者の被害も後を絶ちません。このような中、平成16年3月には県において千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例が制定され、以後、県内の各市町村でも同趣旨の条例が順次制定されており、現在、県内の56団体中36団体で制定済みであります。このことから、本市においても市民の生活安全意識の高揚を図り、市、市民、事業者が一体となって自主防犯組織づくりなどの防犯対策を推進していくことにより、犯罪や事故を未然に防止し、もって安全で安心な旭市を作ろうとするものであります。

次に、各条文について説明いたします。

第1条は、今申し上げましたこの条例の目的を定めるものであります。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条は、基本理念を定めるものでありまして、良好な地域社会の形成、基本的人権を侵害しない配慮、さらに市と市民等及び事業者の適切な分担のもとでの協働が必要としております。

第4条は、市の責務を定めるものであります。

第5条は、市民等の責務を定めるものであります。

第6条は、事業者の責務を定めるものであります。

第7条は、啓発活動の推進等についてであります。

第8条では、高齢者、障害者、児童等への配慮を規定するものであります。

第9条では、市の公共施設の整備に当たっての措置を規定するものです。

第10条では、土地または建物の所有者、管理者等の措置を規定するものであります。

第11条では、関係行政機関等に対する協力要請を規定するものです。

第12条では、自主防犯組織の活動に対する必要な支援を定めるものであります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものです。

以上が、議案第19号です。

次に、議案第20号は、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものですので、条例の説明に入ります前に、法律の改正内容について説明いたします。

この改正は、少子化対策の一環として、長期間にわたる育児と仕事の両立を一層容易にするための制度として、新たに育児短時間勤務制度を導入するものです。これまでの育児休業制度には、育児休業と部分休業の二つの制度がありました。育児休業は職員が一定の期間完全に仕事を離れる休業で、その間は給料が支給されません。また、部分休業は1日2時間以内の休業が取得できるというものです。新たに導入されました育児短時間勤務制度は、職員が育児休業のように職務を完全に離れることなく、また部分休業よりもさらに短い勤務をすることができるようにするもので、対象となる職員は小学校入学前の子を養育する職員となります。

勤務の形態は法律で定められておりまして、一般的な勤務をする職員では、1週間の勤務時間を20時間から25時間とする四つのパターンから選択して勤務ができることになります。また、育児短時間勤務の職員の業務を補う趣旨で、非常勤の任期付職員を採用できるようになっております。そのほか、この制度の導入に併せまして、部分休業の対象となる子の年齢が3歳未満から小学校入学前までに引き上げられております。

以上の法律改正に関連する旭市職員の育児休業等に関する条例と旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の二つの条例の改正を行いますが、二つの条例を一つの条例で改正するために、条立ての構成といたしまして、第1条で旭市職員の育児休業等に関する条例を、第2条で旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正いたします。

それでは、条例の内容を説明いたします。

まず、改正条例第1条の旭市職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、主なものをご説明いたします。

条例案の1ページ目をご覧ください。3行目からの第1条から第7条までの改正は、条文整理です。

2ページ目の2行目、第8条の改正は、職務復帰後の号給の調整期間を「2分の1」から「100分の100」とするものです。

2ページ目の中ほどになります。第12条と第11条の改正は条文整理でありまして、第12条を第22条といたします。第11条を第21条といたします。第8条の後に10条分のあきを作るために、後ろのほうから改正を行っております。

第10条の改正は、部分休業の要件を緩和しまして、併せて部分休業の対象を小学校就学前

までに改められたことに伴う規定の整備を行うもので、同条を第20条といたします。

第9条の改正は、部分休業をすることができない職員を定めるものでありまして、同条を第19条とするものです。

3ページ目から8ページの上の表まで、第8条の次のあけたところに新たな第9条から第18条までの10条を加えます。これらは育児短時間勤務に関する条文ですが、制度の基本となる勤務形態等は法律で定められておりますので、条例では法律で「条例で定める」とされている部分のみの規定となります。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員を定めるものです。

第10条は、一たん育児短時間勤務を終了いたしますと、その後1年を経過しないと、条例で定める事情が無い場合には育児短時間勤務をすることができないと法律に定められておりますが、その特別の事情を定めるものです。

4ページになります。第11条は交替制勤務職員のための育児短時間勤務の形態を定めるものです。

5ページ目です。第12条は、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求の規定です。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を定めるものであります。

第14条は、法律では育児短時間勤務が失効、取り消しになった場合でも、条例で定める事情があるときは、その職員に引き続き育児短時間勤務と同様の勤務をさせることができるとされておりますが、その事情を定めるものです。

第15条は、第14条により育児短時間勤務と同様の勤務をさせる場合の通知についての規定です。

第16条は、育児短時間勤務の職員の給与について、給与条例の読み替え規定を定めるものです。

7ページ目になります。第17条及び第18条は、育児短時間勤務の職員の補充として採用する任期付の短時間勤務職員の任期の更新とか給与について定めるものです。

続いて、8ページ目に移りまして、表の下の方、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について説明いたします。

第2条の改正は、第2項で育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、第3項で育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務時間を定めるものです。

第3条の改正は、育児短時間勤務職員等の週休日と勤務時間を定めるものです。

9 ページ目の上から 3 分の 1 くらいのところです。第 4 条の改正は、特別の形態によって勤務する育児短時間勤務職員等の週休日を定めるものです。

第 8 条の改正は、育児短時間勤務職員に宿日直勤務それから超過勤務を命ずることができる場合を定めるものです。

第13条の改正は、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数について規則で定める旨を定めるものです。

10 ページ目です。附則でございます。第 1 項は、本条例の施行日を平成20年 4 月 1 日とすること、第 2 項は所要の経過規定を定めるものでございます。

以上が、議案第20号です。

続いて、議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

協議の背景についてご説明いたします。

消防救急無線については、デジタル化への移行と大規模災害等に際しての広域的な消防活動に備えまして、県内全域での広域化、共同化が必要とされております。さらに、県の防災行政無線との共用をいたしますと、整備管理経費の節減に大きく寄与いたしますので、県の市長会及び町村会におきまして総合事務組合で共同処理する事務とすることで合意いたしました。その結果、今回、議会の協議をするに際しまして、議会の議決をいただくものでございます。

以上で、議案第19号、第20号及び第34号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第21号、議案第27号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第21号及び第27号について補足説明を申し上げます。

議案第21号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、所管の課が複数にまたがりますので、私のほうから説明を申し上げます。

別表 1 のその 1 の改正は、飯岡福祉センター、健康増進センター及びあさひ健康福祉センターの使用料について見直しを行うもので、現行の使用料は合併前の旧市町の料金体系となっており、市内の他の施設との利用の不公平感を無くすために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、区分体系を飯岡福祉センターにつきましてはあさひ健康福祉センターに、

また健康増進センターにつきましては市内の社会体育施設に合わせ、単位の見直しと使用料を施設の規模、設備の状況等を勘案し、改正前は実質的に無料となっていたものの有料化を図るものでございます。

別表１その１の飯岡福祉センターの浴室とふれあい広間の使用料を一般は１日当たり200円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり1,000円に、小学校、中学生、高校生は一般の半額に、団体は一般で20人以上とし、１人当たりの使用料は１日当たり150円に改めるものでございます。

また、備考欄では、１か月当たりの使用料は市民を対象にした月極会員に適用することとしたものでございます。

次に、健康増進センターでは、海上健康増進センターのトレーニングルームと温水プールの使用料を一般は１回当たり400円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり2,000円に、高校生は一般の半額にするものでございます。

備考欄は、１か月当たりの使用料を月極会員に適用することと、現行と同じく市民以外が使用する場合の使用料を５割増しとしたものでございます。

いいおかけんこうセンターのフィットネスルームの使用料を一般は１回当たり200円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり1,000円に、高校生は一般の半額に改めるものでございます。

また、備考欄は海上健康増進センターと同様となります。

あさひ健康福祉センターは、団体の人数を30人から20人に、備考欄は月極会員の対象を市民に改めるものでございます。

また、附則で施行の時期を市民の周知期間等を考慮し、７月１日とするものでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号でございます。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年４月に都営住宅で発生した暴力団による立てこもり発砲事件を契機に、公営住宅における暴力団排除の基本方針が国土交通省より示され、警察との連携及び協力により、この対策に臨むこととされました。これを受け、市営住宅に暴力団員の新たな入居を制限し、また既存入居者が暴力団員であることが判明した場合は明け渡し請求を行い、市営住宅から暴力団員を排除していこうとするものでございます。

条例の改正点について申し上げます。

目次中の改正は、第45条及び第46条が増えるため、第45条を第47条に改め、第4章罰則を追加し、第46条を第48条に改めます。

第6条の改正は、入居者の資格に5号として「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。」を加えるものでございます。

第7条の改正は、入居者資格の特例として、前条の改正により2項中の「第5号」を「第6号」に改めます。

第42条の改正は、住宅の明け渡し請求に第5号として、「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。」を加えるものでございます。

第45条の改正は、意見聴取として入居者の決定、同居者の承認または入居の承継の承認をする場合において、必要があると認めるとき及び住宅の明け渡し請求において、暴力団員に該当するかについて千葉県旭警察署長の意見を聴くことができるものとするものであります。

第46条の改正は、千葉県旭警察署長は市営住宅の入居者または同居者が暴力団員と認められるときは、市長に対し意見を述べることを規定したものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第23号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

海上地区にあります幾世児童遊園は、平成18年度末に地元消防団の消防庫が敷地内に建設されたことによりまして、児童遊園としての機能が果たせない状況から、地元、幾世区の同意を得ましたので、廃止をするものでございます。

続きまして、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

老人保健法が改正されたことによりまして、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第2条第2項で規定する医療費の助成を受けることができない者に該当しなくなったため、条文から削除をするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 小長谷 博 登壇）

- 健康管理課長（小長谷 博） それでは、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

健康増進センターの利用者の範囲については、本市に住所を有する者に限っていたものを市外の者にも利用できるよう改正するものであります。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の第6条の使用の範囲を使用の許可に改め、第7条に使用の制限を設けるものであります。

また、施行の時期を市民への周知を考慮し、7月1日とするものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

原油価格の高騰等によりまして、漁業を取り巻く環境は近年、その厳しさを増しております。漁業経営者の苦慮が続いておる現状であります。そのため漁業支援の必要性が生じまして、旭市漁業近代化資金利子補給条例の第3条で規定されております利子補給期間を3か年から10か年に改め、漁業経営を資金面からバックアップし、漁業の活性化を図るものであります。

なお、本条例改正の施行日につきましては、本年4月1日を予定しております。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 及川 博 登壇）

- 学校教育課長（及川 博） 議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年12月26日施行の学校教育法等の一部を改正する法律が学校種の規定順序

を変更し、幼稚園から規定したことなどに伴い、大幅な条項移動が生じたことから、同法を引用している旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の第1条中に条ずれが生じたために、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

- 水道課長（堀川茂博） 議案第29号は旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、市の一般職員に準じて企業職員の給与の基準について所要の改正を行うものでございます。

第18条の改正は、育児と仕事の両立ができるだけ可能となるように、育児のための部分休業の対象となる子が「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改められたことにより、年齢を引き上げるものです。

第22条の規定は、育児短時間勤務制度が導入されることにより、育児短時間勤務職員の業務を補うために採用する短時間の非常勤職員については、扶養手当及び住居手当を支給しないことを規定するものでございます。

以上、議案第29号について補足説明とさせていただきます。

- 議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第30号、議案第31号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 伊藤敬典 登壇）

- 病院事務部長（伊藤敬典） 議案第30号及び第31号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号ですが、これは旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、市の一般職に準じて所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第31号であります。病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、主な改正点は、各種診断書や証明書等の料金について見直しを行い、その適正化を図るものであります。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第32号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

(国民宿舎支配人 野口國男 登壇)

- 国民宿舎支配人(野口國男) 議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、本年中に施設改善事業における客室工事の完成が見込まれるため、旭市国民宿舎使用料条例の別表中に定める宿泊料の改正を行うものでございます。

初めに、客室工事計画についてご説明いたします。

客室工事計画については、4月から6月までの3か月間で施設中央より東側客室、7月、8月のシーズン中は工事期間から外しまして、9月から11月までの3か月間で西側客室の改修を行う予定となっております。この工事の進捗に合わせまして、宿泊料の改正を行うものであります。

本改正条例第1条からご説明いたします。

第1条は、7月から適用する料金表でございます。その1は、施設中央より西側の客室を現行のままの料金とし、その2で6月末に完成する施設中央より東側の客室に適用する新料金表を載せております。

次に、第2条は11月末に全客室の工事が完了しますので、12月から適用する新料金表のみを載せております。

それでは、新料金表についてご説明いたします。

第2条の別表が新料金表となりますので、この表をご覧をいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、客室改修後の洋室18室、和室12室の合わせて30室について宿泊料を設定するものでございます。それぞれ利用定数に見合う大人1人1泊の料金5,250円を標準として、料金体系を定めたものでございます。料金の決定に当たっては、施設の改修と経営改善対策によって、季節に左右されない魅力ある宿舎として健全な経営が計画可能となりますので、公営企業として独立採算経営を基本に、企業償還計画をはじめ新たな維持管理体制による販売管理費等を盛り込んだほか、リニューアル工事を実施した他の国民宿舎の運用例についても参考にしております。

1人1泊を基本として、改正後の内容を申し上げます。

初めに、洋室の宿泊料でございますが、定数2名以上の場合は、大人5,250円、小学生4,200円、幼児2,100円と定めるものでございます。この洋室利用が1人の場合は、大人6,300円、小学生5,250円、幼児は同じ2,100円とするものでございます。

次に、和室のほうですが、定数の 3 人または 4 人の場合は、大人 5,250 円、小学生 4,200 円、幼児 2,100 円と定めるものでございます。この定数を下回る 2 人の場合は、大人 6,300 円、小学生 5,250 円、幼児 2,100 円とするものでございます。1 人での利用については、大人 7,350 円、小学生 6,300 円、幼児 2,100 円とするものでございます。

なお、和室を 5 人以上で利用する場合ですが、大人 4,200 円、小学生 3,675 円、幼児 2,100 円とするものでございます。

次に、この料金表の運用につきまして、備考欄を設けております。

1 は、1 泊の利用時間を午後 3 時から翌日の午前 10 時までとする規定です。

2 は、幼児が独立して寝具を使用しないときは無料とする規定でございます。

3 は、シーズン料金として大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。シーズンの定義は、繁忙期として 4 月 28 日から 5 月 4 日まで、夏季として 7 月 20 日から 8 月 31 日まで、年末年始として 12 月 28 日から翌年 1 月 5 日までを規定するものです。この定義の中で、繁忙期として 4 月 28 日から 5 月 4 日までの設定は、新たに採用した規定でございます。

4 は、繁忙期、夏季、年末年始を除く休前日においては、大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。

5 は、夕食及び朝食を利用しない場合、大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。

6 は減免規定でございまして、次の条件のいずれかに該当するときは、宿泊料の 1 割相当額を減額する規定でございます。その一つとして、市内に住所を有し、住所を確認できる書類等を提示した場合でございます。主に各種免許証、保険証等の関係書類の提示を指すものでございます。二つ目は、心身に障害があり、別に定める書類を提示した場合でございます。主に身体障害者手帳、療育手帳等の提示を指すものでございます。

7 はやはり減免規定でございまして、旭市国民宿舎の利用を促進するため特に必要があると認めた場合、宿泊料の 3 割を超えない範囲内で減額する規定でございまして、主に学生の合宿等を指すものでございます。

以上が、改正の内容でございます。

したがって、参考までに 1 泊 2 食付きの標準料金を申し上げます。A コースの夕食を選んだ場合でございます。大人 1 万 650 円、小学生 9,450 円となります。B コースの夕食を選んだ場合、大人 1 万 2,225 円、小学生 1 万 1,025 円となります。C コースの夕食を選んだ場合、

大人 1 万 3,275 円、小学生 1 万 2,075 円となります。このほか定食コースも用意しておりまして、これを選んだ場合は大人 8,550 円、小学生 7,350 円となります。

なお、附則でございますが、施行日についての規定でございます。条例中、第 1 条の規定を 7 月 10 日から、第 2 条の規定を 12 月 10 日からとするものでございます。

以上で、議案第 32 号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第 33 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第 33 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

平成 18 年 3 月に介護保険条例の一部改正を行い、その改正条例の中で、平成 18 年度及び 19 年度の激変緩和措置について規定いたしました。今回の一部改正は、この平成 18 年度の改正部分をさらに改正することとなりますので、議案が「一部を改正する条例の一部を改正する条例」ということになります。

激変緩和措置は、平成 17 年度の税制改正に伴い所得段階が変更となり、急激に保険料が上昇する者に対して、平成 18 年度と 19 年度の 2 か年軽減措置を実施するもので、平成 20 年度には保険料は本則賦課をすることとなっております。しかしながら、厚生労働省で開催されている有識者会議、介護保険料の在り方等に関する検討会において議論された結果、平成 20 年度にも激変緩和措置の継続が必要との意見が出され、所要の政令の改正がなされました。これを受けまして、旭市も激変緩和措置を平成 20 年度まで継続させることができるよう、所要の改正を行うものです。

それでは、条文についてご説明いたします。

附則第 3 条の見出し中、「及び平成 19 年度」を「から平成 20 年度までの各年度」に改めまして、激変緩和措置を平成 20 年度まで継続いたします。3 項の 1 号から次のページの 7 号までは、各所得段階の年額の保険料を明記したものです。

なお、この保険料は平成 19 年度と同額であります。

附則において、施行日を平成 20 年 4 月 1 日としています。

また、この激変緩和措置の継続によります影響であります。平成 20 年度における対象者数は約 2,300 人、保険料は約 930 万円の減額を見込んでおります。

ちなみに、千葉県内の状況を申し上げますと、昨年 12 月の意向調査では、56 市町村のうち

1 市を除く55市町村で激変緩和措置を継続予定とのことでありました。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第35号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

- 建設課長（米本壽一） 議案第35号、市道路線の認定及び廃止について補足説明を申し上げます。

新規に認定する7路線のうち、整理番号1、2、4の路線はほ場整備事業完了により、整理番号5の路線は市の道路整備により、整理番号6及び7の路線は土地開発行為により市に帰属された道路であり、市道認定要件を満たすため認定するものです。

なお、整理番号3の路線は、海上中学校建設に伴い廃止する2路線、整理番号1及び2のうち整理番号2の4055号線を短くして再認定するものです。

以上で、議案第35号、市道路線の認定及び廃止についての補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 島田和幸 登壇）

- 都市整備課長（島田和幸） 議案第36号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、財団法人旭市福祉協会を指定管理者候補者として指定いたしまして、提出された計画書の審査を旭市指定管理者候補者選定委員会において審査を行い、平成20年2月13日付で選定結果の通知がありましたので、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第37号、議案第38号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

- 秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第37号、第38号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号で推薦したい方は、旭市後草2006番地20にお住まいの岩瀬紘一氏、昭和18年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第38号で推薦したい方は、旭市蛇園3604番地にお住まいの齋木龍恵氏、昭和29年1月21日生まれの方であります。

岩瀬紘一氏、齋木龍恵氏は、ともに地域での信望も厚く、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第37号、第38号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時42分